

これまでの審議における意見や提案等の概要

〔目 次〕

1. 地球環境の現状と課題	2
(1) 地球規模での環境問題の深刻化	2
(2) 持続可能な社会に向けた取組	3
2. 「環境立国・日本」の創造・発信	6
(1) 持続可能な社会の「日本モデル」の構築	6
(2) 「環境立国・日本」に向けた施策の展開方向	7
3. 今後1、2年で重点的に着手すべき八つの戦略	10
戦略1 気候変動問題の克服に向けた国際的リーダーシップ	10
戦略2 生物多様性の保全による自然の恵みの享受と継承	19
戦略3 3Rを通じた持続可能な資源循環	25
戦略4 公害克服の経験と智慧を活かした国際協力	30
戦略5 環境・エネルギー技術の中核とした経済成長	33
戦略6 自然の恵みを活かした活力溢れる地域づくり	38
戦略7 環境を感じ、考え、行動する人づくり	46
戦略8 環境立国を支える仕組みづくり	51

1. 地球環境の現状と課題

- ・ 大気、水、土壌及び生物などの間を物質が循環し、生態系が精妙な均衡を保つことによってはじめて成り立っている環境は、人類を含む地球上のすべての生物の存続の基盤。健全で恵み豊かな環境は、地球の悠久の歴史の中で多種多様な生物とそれを取り巻く環境との相互作用を通して育まれてきたものであり、その恵沢は、現在世代と将来世代が共有すべきもの
- ・ これまでの資源・エネルギーの大量使用に依存した大量生産、大量消費、大量廃棄型の生産と消費のパターンにより、人間活動から生ずる環境負荷が拡大した結果、環境の容量の制約が顕在化しつつある状況。また、途上国の人口増と経済成長を背景に、地球温暖化や資源の浪費が進むとともに、地球規模での生態系の劣化が進めば、食糧問題や貧困問題もさらに深刻化するおそれ
- ・ 私たちの生存の基盤である地球の生態系は、決して強靱・無限ではなく、このままでは環境の制約に直面し、社会経済の持続可能な発展に支障をきたすおそれ。地球環境問題は 21 世紀に人類が直面する最大の課題であり、人間の安全保障の問題とも密接に関連
- ・ 地球環境について厳しい現状認識を示すべき。地球環境の現状と課題を率直に表明し、生産・消費活動を営んでいる世界の人々とその子孫の理解と協力を求めていく積極的な働きかけが不可欠

(1) 地球規模での環境問題の深刻化

地球温暖化の危機

- ・ 地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである
- ・ 例えば IPCC 第 4 次評価報告書によれば、北極海の海水面積は近年減少し、永久凍土の融解も進んでおり、地球が温暖化していることには疑う余地がない状況。最近 50 年間の気温上昇傾向は、過去 100 年間のほぼ 2 倍に増大しており、その原因は、人為起源の温室効果ガスの増加だとほぼ断定されているところ。また、今世紀末の地球全体の平均気温の上昇は、環境の保全と経済の発展が地球規模で両立する社会においては、約 1.8 (1.1 ~ 2.9) である一方、化石エネルギー源を重視する社会では、約 4.0 (2.4 ~ 6.4) に達するとの予測。また、約 2~3 以上の気温上昇ですべての地域はマイナスの経済影響を被る可能性が非常に高い
- ・ この結果、異常気象の頻発、気候システムの急激な転換といった自然環境への影響を起こすのみならず、数億人規模の水不足の増加、農業への打撃、感染症の増加、自然災害の激化など私たちの経済・社会活動に様々な悪影

響が複合的に生じる可能性の指摘。地球温暖化によるこうした負の影響は、人類の生存や社会に対する脅威

資源の浪費による危機

- ・ 人類が 20 世紀に入って高度に展開させてきた活動様式、すなわち大量生産・大量消費型の経済社会活動は、私たちに大きな恩恵をもたらす一方で、地球上の有限な資源を浪費し、大量廃棄型の社会として物質循環の環を断ち、その健全な物質循環を阻害する側面も有しているもの
- ・ 大量生産・大量消費・大量廃棄型の活動様式は、国際的にも、天然資源の枯渇や価格高騰による資源制約への懸念や天然資源収奪による環境破壊、増加する廃棄物の不適正処理などによる環境汚染の問題などを惹起。経済成長著しい中国を始めとする途上国においても、こうした活動様式が普及しつつある中、資源需給や廃棄物問題が深刻化。人類が 21 世紀においても、このような経済社会活動を続けた場合には、資源制約や環境の容量の制約に突き当たることを意味し、持続可能な発展に支障をきたすおそれ
- ・ 途上国では廃棄物の不適正処理に生活を依存している貧困層等が存在し、こうした人々への健康被害の認識も重要

生態系の危機

- ・ 地球上の生物は、誕生から約 40 億年の進化の歴史を経て様々な環境に適応。長い歴史の結果生み出されてきた生物の多様性は、それ自体として尊重すべき価値。多様な生物は生態系の中でそれぞれ役割を担って相互に影響しあい、人間の生存にとっても欠かすことのできない生態系のバランスを維持。また、多様な生物とそれを中心として構成される多様な生態系は、様々な恵みを人間にもたらすとともに、すべての生物の生存の基盤
- ・ 生物多様性が被害者だけでなく、環境をつくってきたという事実があり、そうした生物多様性が失われることによって危機が増大していることも明確に記載すべき
- ・ 人間の活動により急速かつ大規模に生態系が改変された結果、地球上の生物多様性の大幅な喪失が引き起こされており、地球温暖化の進行による生物多様性への深刻な影響も顕在化。1.5～2.5 超えの気温上昇で生物種の約 20～30%が絶滅リスクの増加に直面する可能性が高い。我が国においても、人間活動による野生生物の生息・生育環境の悪化や種の絶滅のおそれ、里地里山における人間の働きかけの後退による生態系の劣化、外来種等による在来の生態系の攪乱など、今や深刻な状況

(2) 持続可能な社会に向けた取組

持続可能な社会とは

- ・ 前述の地球環境の危機に対応し、その解決を図りながら人間社会の発展と繁栄を目指すためには、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域まで保全されるとともに、それらを通じて私たち一人ひとりが幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる「持続可能な社会」を構築することが不可欠
- ・ 持続可能な社会の実現を目指す上でどういう条件が必要か明確にすることが重要であり、例えばハーマン・デイリーの3原則や第2次環境基本計画に掲げられている5つの条件なども参考にしつつ検討を行い、条件を提示することが必要。その際、資源制約や環境負荷の視点のみならず、生態系の視点も条件の中に明確に位置づけることが重要。条件のみではなく、数値的なものも示すことが重要
- ・ また、持続可能な社会の実現のためには、社会経済の継続的発展を伴うことも重要な条件。これは、長期的に人類の向上意欲を維持させる源泉であり、社会の持続性を強化するためのイノベーションも可能とするもの
- ・ 持続可能な社会の実現に向けて、技術開発、国民のライフスタイル、社会システムの変革といったツールの活用が重要。環境負荷の縮小と環境制約の緩和というプラスサムの実現を図ることが重要
- ・ 技術イノベーションと社会イノベーションを同時に進めていくことが重要
- ・ また、持続可能な社会を構築するためには、人々の創意工夫や社会の活力を最大限引き出し、幅広い関係者の参加と協働の下、それぞれの持ち味や特色を生かした取組を力強く後押しするとともに、取組の輪をさらに広げていくことが重要である。その際、インセンティブを与えることも重要
- ・ 危機意識を持って取組を進めていくことが重要であり、「予防的取組方法の考え方」については、モニタリングをきちんと実施した上で予防的に行うということが重要
- ・ 科学的知見の充実ということを打ち出しているが、基礎的研究活動も重要

持続可能な社会に向けた統合的取組の展開

- ・ 持続可能な社会は、前述の三つの危機に応じて、「低炭素社会」、「自然共生社会」又は「循環型社会」として追求され、それぞれの実現に向けた取組がともすれば縦割りで行われる傾向。しかしながら、目指すべき社会が複数存在するわけではなく、それぞれ、持続可能な社会の一側面を捉えているにすぎないものであり、相互に有機的に関連
- ・ すなわち、持続可能な社会は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の生産と

消費のパターンから脱却し、社会経済の成熟化を伴いながら、資源とエネルギーの大量消費に依存しない社会でなければならない。これを二酸化炭素の排出による地球温暖化に着目すれば「低炭素社会」を構築し、化石エネルギーへの依存度を低くすることが必要。一方、資源と環境の制約に着目すれば、「循環型社会」を構築し、3Rを通じた適正な資源循環により、資源の採取と環境への負荷をできるだけ少なくしていくことが必要。また、すべての社会経済活動は、人類の存続の基盤となっている生態系のもたらす様々な恵みなしに成立し得ないものであり、持続可能な社会は、自然共生社会であることが必要

- ・ それぞれの社会の側面を目指した取組は必ずしも一致せず、一つの側面のみを捉えた取組を展開するだけでは不十分な場合があるため、相互関係については十分な議論が必要である。持続可能な社会の構築に向けた取組を効果的かつ強力に推進するに当たっては、「低炭素社会」、「自然共生社会」及び「循環型社会」の三つを座標軸にしつつも、従来分野別に展開されてきた個別の施策を統合した戦略的な取組を展開することが必要不可欠
- ・ 低炭素社会と循環型社会、そして自然共生社会、これらの間の全体の関連性の中で持続可能な社会というものを具体的に目指していく形で全体をまとめるべき。三つの社会に向けたそれぞれの取組について、目標値を示すことが重要
- ・ 環境への負荷が重大な影響を及ぼすことがないように、予防的な方策を必要に応じて実施することにより、自然との共生を図りながら、人間社会の物質・エネルギーの循環を自然の大きな循環に沿う形で健全なものとしていくことが重要

< 持続可能な社会の様々な側面 >

低炭素社会：地球温暖化という人類生存基盤の危機を克服するとともに化石エネルギー資源制約からの脱却を図り、環境保全と経済社会の発展を実現するため、温室効果ガス排出量を大幅に削減し、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させる社会（Low Carbon Society）

自然共生社会：原生的なすぐれた自然から、人と自然のかかわりあいにより形成された里地・里山・里海、都市内の自然まで、健全で恵み豊かな自然環境（生物多様性）が適切に保たれ、自然の大きな循環に沿う形で、農林水産業も含め社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然と人との間に豊かな交流が実現された社会

循環型社会：資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷が少ない社会

すべての関係者の参加と協働による持続可能な社会づくり

- ・ すべての関係者の参加と協働による持続可能な社会づくりのためには、情報の公開、あらゆる場面での環境教育の拡充、あらゆる人々の意欲・行動には経済的・社会的インセンティブや倫理規範や法律違反に対する厳しい罰則規定と遵守も重要
- ・ 国民各層の参加しての環境への取組、みんなで協働して実現するのが日本モデル
- ・ 持続可能な地域づくりのためには、市民、行政、企業等関係主体の協働が重要であり日本モデルとして打ち出していくべき
- ・ 環境 NPO、労働組合、女性、高齢者、消費者、教育関係等様々な団体が参加する国民運動の展開
- ・ 担い手として NPO や女性の位置づけ

2. 「環境立国・日本」の創造・発信

(1) 持続可能な社会の「日本モデル」の構築

- ・ 持続可能な社会の構築は、我が国だけの課題ではなく、世界共通の課題。持続可能な社会に向けた様々な取組が世界各国で数多く進められているが、その決定的なモデルは依然としてまだなく、試行錯誤の段階
- ・ 我が国には、いわば「ミニ地球」として持続可能な社会の生きたモデルを創造する上で絶好のフィールドが存在。我が国は、天然資源に乏しく、狭い国土に人口が集中する一方、自然との共生を旨とする自然観や社会経済の発展をもたらしてきた世界に誇る環境・エネルギー技術、激甚な公害克服の経験と智慧など、様々な強みが存在
- ・ 自然との共生を図りながら、世界に誇る環境・エネルギー技術や激甚な公害克服の経験と智慧を、環境から拓く経済成長や地域活性化の原動力となし、協働して、世界の発展と繁栄に貢献する品格ある「環境立国」を創造し、日本モデルとして、アジア、そして世界へと発信することが重要
- ・ 日本の強みがあることと、それを活かしていくということとは別の話である。どう活かしていくかという視点が重要であり、技術的イノベーションだけではなく、ソーシャルイノベーションや社会経済メカニズムをどうするかということも重要
- ・ 日本モデルは、アジアと協働してつくる開かれたものとしていくことが重要
- ・ 我が国の特徴である国民各層が参加した取組や、民間と政府・自治体との協調は、途上国の関心も高く、日本モデルの重要な要素となる

- ・ 「官民協調による経済成長」という表現は、環境保全や幅広い参加とは関係がなく、しかも国際的に批判された護送船団方式を思い起こさせるので、不適切
- ・ 日本モデルを強く打ち出すことが重要。技術のみに頼っていくのではなく、日本人の自然共生の智慧と伝統、協働に基盤を置く社会システムを統合して取組を進めていくのが日本モデルである
- ・ 環境保全の取組を通してコミュニティの再生に繋がっている取組の実例が日本にはあるということは、国際的に十分に発信していけるものである
- ・ 日本モデルの構築に当たっては、技術を点から、線へ、そして面へと広げていくことが戦略として必要
- ・ 長期ビジョンを総論に入れていくことが重要
- ・ 日本モデルを構築するため、国内的にも、国際的にも環境的に持続可能な社会の構築を最終目標とした経済社会的基盤の構築のための政策ロードマップの形成に不可欠な課題の設定を十分に行うべき
- ・ 必要などころに必要な種類に必要な成長をするスマートグロース (smart growth) という考え方が広がっている。効率性だけでなく、足るを知ることが大切
- ・ 持続可能な社会を構築していくためには、社会経済システムを「見直す」だけでなく、「創出」することも重要
- ・ 環境立国に向けた取組は、国民に対して覚悟をお願いすることである。省庁・企業・自治体等のすべての関係者が覚悟をもって取組を進めていくことが必要
- ・ 日本だけが環境立国戦略を発信し、「環境立国・日本」を創造したとしても、世界の国々もそれに賛同し、特に先進諸国や移行経済国や新興途上国も共に、環境保全を軸とした産業・雇用構造構築のための諸施策や国際貿易・投資政策の導入ないし強化に協力なくしては、地球環境問題の解決はあり得ないことを強調すべき

(2) 「環境立国・日本」に向けた施策の展開方向

自然との共生を図る智慧と伝統を現代に活かした美しい国づくり

- ・ かつて私たち日本人は生きとし生けるものが一体となった世界観を有しており、自然を尊重し、対立するよりも共生することを常としてきた。こうした伝統的な自然観の下、私たち日本人は、抗しがたい自然の力に対す

る畏怖の念と豊かな自然がもたらす様々な恵みに対する感謝の気持ちを持って、自然との共生を図りながら、文化・伝統を育み、自然の恵み豊かな美しい国を形づくってきたところ

- ・ 我が国には、里地里山に代表されるように、自然と深く関わり、協働して、自然を利用しつつ自然を守っていく智慧と伝統が存在。田園の風景に代表されるように、こうした智慧と伝統の中で形づくられてきた美しい国土は我が国の貴重な財産
- ・ 我が国ならではの伝統的な自然観は現代においては薄れつつあるが、自然との共生を旨として、自然を利用しつつ、自然を保護するという考え方は、持続可能な社会を目指す上で、我が国のみならずアジアを始めとする世界に誇り得る積極的な意義を持つもの。こうした伝統的な自然観を現代に再び活かし、都市地域を含め我が国全体として自然との共生を旨とする地域づくりを進め、自然の恵み豊かな持続可能な社会を目指していくことが重要
- ・ 自然共生の智慧と伝統は、今日の日本では次々と消失して行っている
- ・ 自然と共生する智慧と伝統は何も日本独自のものではなく、アジアに共通するものであり、アジアに発信するよりは、西欧社会と東洋社会の違いという観点で書くことが必要

車の両輪として進める環境保全と経済成長・地域活性化

- ・ 地球温暖化をはじめとする環境問題への対応は、我が国や世界が経済成長と社会発展を持続させていく上で不可欠なもの。一方、我が国は世界に誇る環境・エネルギー技術や激甚な公害克服の経験や智慧を有し、環境保全に向けた意欲と能力溢れる人材も豊富
- ・ 環境保全と経済成長は互いに無視できない関係にあり、創造的な技術革新等を進めることにより、国際競争力を強化し、「環境と経済の両立」を図ることが重要。こうした取組は、優れた技術の開発や新しいインフラの整備を通じた環境保全にも寄与。また、環境保全の取組を通じて、地域の人と人とのつながりがより強くなり、地域が持つ本来の力が十分に発揮されることが重要
- ・ 国民各界各層の参加と協働によって、我が国の強みを最大限活かし、環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上を図り、企業の事業活動や一人ひとりの暮らしや地域活動などの様々な社会経済活動が、環境への対応を通じて新たなビジネスチャンスや社会の活力を生み出し、環境保全とともに経済成長と地域活性化を実現

アジア、そして世界とともに発展する日本

- ・ 世界の環境問題と我が国の環境問題とは密接に関わっており、また、経済社会活動のグローバル化にかんがみれば、世界の環境問題が我が国の経済

成長に大きな影響を与える可能性。逆に、我が国として、国際社会においてリーダーシップを発揮し、世界各地の環境問題の解決に貢献することは、我が国の発展と繁栄にも寄与するもの。各国が協調した共同研究・技術開発や技術の普及が重要

- ・ 特に、地理的にも経済的にも我が国と密接な関係を有する中国を始めとするアジア地域においては、急速な経済成長を背景に、大気汚染、水質汚濁、廃棄物の不適正処理などの深刻な環境汚染が懸念されるとともに、CO₂排出量の急増や循環資源の越境移動の活発化など地球環境にも大きな影響を与えつつあり、アジア地域の環境問題と我が国の環境問題とは益々密接化。アジアの国々による環境対策と我が国の協力は、我が国自身の環境保全にも寄与
- ・ このため、「グローバル・コモンズ」すなわち「人類の共有の財産としての地球」の考え方に立って、アジアを始めとする世界各国との連携・協働を進め、持続可能な社会に向けた我が国の取組が、我が国のみならず、アジアや世界の持続可能な発展と繁栄のエンジンとなるような取組が重要
- ・ また、「環境と開発に関するリオ宣言」の第一原則にも謳われているように、世界の各地域の人々が自然と調和しつつ健康で生産的な生活を送る資格を等しく有しているものであり、我が国の優れた経験や技術を活かして、それぞれの国や地域の状況に応じた持続可能な国づくり・社会づくりを支援することによって、特に開発途上国における環境と貧困の悪循環を断ち切り、世界やアジアの人々が恵み豊かな環境を享受できるとともに幸せを実感できるよう国際協力を推進することが必要
- ・ アジア諸国の公害が終わるところではなく、まだまだ進んでいるという認識も重要
- ・ 第二次世界大戦後の重化学工業化を軸に推進してきた我が国の高度経済成長が国内外でもたらした多くの環境破壊を隠蔽することなく、「負の学習遺産」として、特に同じような苦しい経験下にある中国、インド等新興途上国へ示すことが日本が提唱する「環境立国戦略」の戦略性から極めて重要

3. 今後 1、2 年で重点的に着手すべき八つの戦略

戦略 1 気候変動問題の克服に向けた国際的リーダーシップ

世界が取り組むべき方向

< 基本的な考え方に関する主な意見 >

- ・ IPCC の科学的予測に基づき、気候セキュリティ（気候安全保障）という観点から、積極的に国家的な意識の改変を行うことが必要
- ・ 地球温暖化、気象災害の拡大といった負の影響は、人類の生存や社会に対する脅威であり、まさに人々の生活を守る「人間の安全保障」の問題
- ・ 気候変化・被害加速の不確実性が残るため、予防的措置が必要
- ・ 日本の立ち位置をはっきり示すことが必要

美しい星 50

提案 1：世界全体の温室効果ガス排出量削減のための「長期戦略」の提唱

< 基本的な考え方に関する主な意見 >

- ・ 気候系に対して人為的に悪影響を及ぼさない水準で温室効果ガスの濃度を安定化する必要があるが、自然の吸収量（31 億炭素トン／年）に対し、人為的排出量は倍以上（72 億炭素トン／年）
- ・ 気候を安定化させ、悪影響の拡大を防ぐためには、将来的に人類全体が、まず、排出する温室効果ガスの量と自然界が吸収できる量をバランスさせることが必要であり、世界全体での長期目標を設定することが、今後の国際社会の合意形成に貢献
- ・ 中長期的な観点から温暖化問題等の抜本的な解決を図るため、革新的技術の開発及びその普及が不可欠。先進国間の協力も必要
- ・ 社会、産業、業務・家庭、ライフスタイル、交通、まちづくり、エネルギー供給各分野での取組を進め、「低炭素社会」の構築を世界に先駆けて目指す
- ・ 環境、エネルギー・セキュリティの確保、産業の国際競争力の維持の三つがバランスを持って進んでいくことが必要

< 具体的な取組に関する意見、提案等 >

（世界全体の排出量を現状に比して 2050 年までに半減）

- ・ 目標について、温室効果ガスの排出量を地球全体で半減すべしとの意見、地球全体の平均気温の上昇を産業革命前と比べて少なくとも 2℃ 以内に抑制すべしとの意見、2℃ 目標について現在の科学的知識の範囲ではこの値を限度とする明確な理由は見当たらないという意見、IPCC 第 4 次評価報告書の新しい知見を踏まえれば工業化以前から 2℃ でも十分危険な

レベルであり、予防的な手を打つ必要があるとの意見、IPCCのB1シナリオ（持続発展型社会シナリオ）は550ppm安定化にほぼ対応するのでこれを指針とすべきという意見などがあつた

- ・日本のイニシアティブ発揮のためには、EUに匹敵する案や戦略を持つべし、目標年次を明示すべし等の意見がある一方、数値目標を掲げることが、米、中、印を巻き込むことに意味を持つか検討が必要という意見、数字だけ示し、国民の自主努力に任せるのは無責任でありアクションを表に出すべしという意見、実現可能性のない目標を国際公約として掲げるのはどうかという意見もあつた
- ・濃度の安定化に関し、地球温暖化に対してあまり深刻な影響を与えない水準であること、開発途上国の参加の可能性が何らかの意味で担保されること、先進国が何らかの意味で実行可能であること、この三つの条件を満たすことを前提として、目標数値を議論することが筋
- ・世界全体で人口が100億人で、排出量が3ギガトンということであれば、一人0.3トンというのが究極目標となる。2050年0.5トンくらいは言えないといけないのかもしれない
- ・世界で半減ならば、日本はそれ以上の削減をする必要がある
- ・世界のGHG年間排出量の約60%削減を速やかに達成しなければならないことは自明であり、そのための最も有効な国際的仕組み・枠組みを2012年までに策定することが急務

（革新的技術の開発）

- ・温暖化対策に有効な省エネ、新エネ、原子力、クリーンコールテクノロジー、二酸化炭素回収・貯留（CCS）、ナノテクノロジー等の技術の開発と普及が重要であり、そのための重点的な研究資源の配分が必要
- ・長期的に脱炭素するためには、高速増殖炉や核融合などの長期の革新的技術開発に向けた努力をしていくことが必要
- ・他国との共同開発や他国への技術協力も含め、温暖化防止のための革新的な技術開発に向けた予算の傾斜配分が必要
- ・電力等の安定供給を実現しつつ、排出削減を行うためには、原子力は最も現実的な手段。安全が大前提であることは勿論だが、日本が高い技術力を有する分野でもあり、温暖化対策の観点から重要な手段として、「原子力発電」を正しく位置づけることが必要
- ・再生可能エネルギーの導入、最新の省エネ家電製品への買い換え、環境対応型の自動車の普及、住宅・建築物の省エネ等今ある技術の導入普及が重要

（低炭素社会づくり）

- ・再生エネルギーへの転換など低炭素を目指す種々の技術開発や社会システムの開発に関して国全体としての意志を明確にし、新たな産業構造への転換を誘導
- ・政府がリーダーシップを持って、早期の目標共有、社会・技術イノベーションに向けた総合施策の確立、削減ポテンシャルを現実のものとするための普及・促進策の実施、長期計画に基づく政府投資の実施と民間投

資の誘導を推進していくことが必要

- ・ 今後見込まれる産業構造転換や国土インフラ投資を早期から低炭素化の方向に向けて進め、その上に、省エネルギー・低炭素エネルギー技術開発と投資、利用を加速することが必要
- ・ 将来的な低炭素社会の構築については、エネルギー供給構造、インフラ整備に必要なエネルギー投入、技術導入に必要な直接・間接コスト、産業構造のあり方及び雇用の確保等の観点からフィージビリティを十分に検討することが必要
- ・ 日本として、産官学の英知を結集した長期的な削減シナリオを策定し、あるべき社会システムや技術開発の方向性を示すことが必要
- ・ CO₂の50%削減も掲げる「持続可能な社会の実現に向けた滋賀シナリオ」を自治体の取組の例として示すことが有効
- ・ 2020年ではヨーロッパ並みの20%削減、さらに2030年では30%削減、2050年では50%削減といった高い目標を目指して、低炭素社会を実現する意気込みと将来への見通しが必要
- ・ 都市イメージや環境方策を考えるに当たって2050年の将来に国全体で70%削減、民生部門CO₂排出50%削減、地域産物地域利用の促進等の理想社会像を想定し、それを実現する方策を考えるバックカスティングの方法による飛躍が可能
- ・ 目標については、エネルギー多消費の部門ないし機器の原単位によるなどの具体的な個別行動目標や、産業界による温室効果ガス排出量の総量削減目標を設定すべしとの意見の他、当面の技術革新を想定しても実行が不可能な目標を掲げることは疑問との意見等があった
- ・ 技術開発だけでなく、社会的な意思決定の仕組みの研究も重要
- ・ 民生部門としてライフスタイルを変えることも重要
- ・ 2050年半減に向けた過程、社会経済システムの変革の手段を明確にすることが重要
- ・ 国民運動だけではできないので、低炭素社会づくりのビジョンづくりを行うことを盛り込むべき

(日本モデルとして世界に向けて発信)

- ・ 温室効果ガスの削減に関する日本自身のモデルを開発途上国や他の先進国に提示することが日本の役割
- ・ 我が国の強みを活かした国際的なメッセージとして、先進的な科学技術を用いた問題の克服、環境負荷低減と経済成長の両立を打ち出すことが必要
- ・ 地域をモデルとして、全国へ更に世界へ発信すべき

提案2：中期戦略とその実現

<基本的な考え方に関する主な意見>

- ・ 京都議定書は国連気候変動枠組条約の究極の目標を達成するための第一歩であり、これを発展させていくことが基本
- ・ 京都議定書の意義としては、初めての国際規制、本格的削減への試行錯

誤としての経験の取得といった意義があるが、米国の不参加と途上国の制約免除、現枠組みへの参加のインセンティブの欠如といった課題も存在

- ・ 京都議定書の先には、もっと大幅な削減が必要
- ・ 地球温暖化は一部の国々だけが取り組んでも真の解決に繋がらない。世界の国々が参加するよう日本が建設的なリーダーシップを発揮することが必要
- ・ 米国や中国、インドなどを含むすべての主要排出国による最大限の削減努力を促す、実効性のある将来枠組みの構築が課題
- ・ 日本は、米国、EU、途上国の間の架け橋として、現行の議定書を発展的に見直し参加国が飛躍的に増大する枠組みづくりに取り組むことが必要
- ・ ポスト京都のターゲットは、コストの考え方がないと温暖化はゼロにすべきということになるが、そのためには膨大なお金や努力が必要となり現実には不可能。どこでバランスを取るかというコストベネフィットの考え方がこの問題の決め手
- ・ 今後ますます二酸化炭素の排出量の増大が予想されるアジア地域を中心に技術移転等による排出量の抑制対策、吸収源の確保、温暖化への適応対策などの取組を支援することが必要
- ・ 我が国の優れた環境・省エネ技術を活用した排出削減支援や適応能力の向上支援は途上国に努力を促すことに繋がる。気候変動の影響を受けるアジアや大洋州諸国、アフリカ諸国等への協力も必要。適応支援においては開発政策との統合を重視
- ・ アジアの開発途上国は、同じ国内でもばらつきが大きいいため、途上国支援に当たっては、各地域ごとの実情に応じたきめ細かい取組が必要
- ・ 地球の炭素吸収量 30 億炭素トン / 年を将来の世界人口 100 億人で割れば一人当たり 0.3 炭素トンとなるが、これは途上国にとっても削減が必要となる厳しい水準

< 具体的な取組に関する意見、提案等 >

(2013 年以降の温暖化対策の国際的な枠組みの構築に向けた「 3 原則」の提案)

- ・ G 8 サミットやグレンイーグルズ (G20) 対話、APP (クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ) 等の様々な場を活用し、目標、期間、先進国・途上国との協力のあり方などについて次期枠組みづくりのための検討を推進
- ・ 気候変動問題への対応の基本姿勢としては、気候安定化への明確な指針を示すこと、対策に関する開発途上国への要請が実現可能であること、何らかの意味での社会経済発展が担保されていることの三つの条件を前提にすることが必要
- ・ 我が国産業の国際競争力を損なわないよう、米国、中国、インド等の大量排出国が参加し、かつ、エネルギー効率を反映した衡平な基準作りが必要
- ・ 米国や中国が乗ってくるような削減枠組みを提示することが必要。中国やインドについてエネルギー原単位での数値目標も考えるなど異なる取

扱を提示することが必要

- ・ 外交的な判断がかなり重要であるため、米、中、印を巻き込むような枠組みとしてどのようなものが考えられるのかを関係省庁から出すことが必要
- ・ 中国、インド等のような大量排出国以外の国々、特にアフリカとの協力のあり方について議論することも重要
- ・ 地球温暖化は地球全体の問題であり、先進国と途上国が共通だが差異のある責任を有する。
- ・ 中国、インド等の新興工業国は、地球環境の将来に向けて先進国と共通の責任を持つべき。
- ・ 先進国の責務を明らかにし、その上で開発途上国を巻き込まなければ気候変動問題はいつまでも解決しない
- ・ 次期枠組みのあり方については、途上国にも受け入れられやすい省エネ技術トッパー方式の可能性を追求することが必要
- ・ マクロ目標と同時に、具体的な行動目標を導入することが実現性を担保する意味で必要
- ・ 長期的には抜本的な削減技術の研究開発が不可欠であるが、それまでは省エネ等の即効的、実効的な措置が必要
- ・ 世界的な排出削減のアプローチとして、各国の人口や1人当たりGNPの低減は困難である一方、エネルギー効率の改善はCO₂低減・経済成長・エネルギー安全保障のWIN-WINのメリットが得られ受け入れが容易
- ・ 日本も欧州並みに削減すべきという議論を行う前に、現時点の日本と欧州のエネルギー効率についてデータに基づいて客観的な分析をすることが重要
- ・ 日本の産業界で極めて有効に機能してきたエネルギー原単位での数値目標を認めていく柔軟なアプローチが必要。EUの主張はしたたかな外交的な主張という面があり、いたずらにEU型の高い目標を掲げればよいというものではない
- ・ 実現可能であること、途上国等の参加が担保されるものであること、目標を実現する具体的な方策もあわせて提案することの3条件を満たす目標を作ることが必要

(資金メカニズム)

- ・ 日本の先進的な技術をアジア諸国に移転していくメカニズムをポスト京都議定書の骨格に据える事が必要
- ・ 気候変動対策が、大気汚染対策など途上国の関心のある政策目的の達成にも貢献するものであることを示し、大気汚染対策等と組み合わせた形で途上国に対する温暖化対策支援を行うことが有用
- ・ 排出削減対策や吸収源の確保、地球温暖化の影響に対する適応策などへの活用も含む、環境重視型のODAを積極的に実施することが必要
- ・ 既存のODAでは十分ではなく、二国間多国間の双方で政策的な取組が可能となるよう、資金面での大胆な工夫が必要
- ・ ODAについて、高エネルギー体質のインフラにLock-inさせないための投資へ早期に導くべく、環境部門を拡大し「低炭素世界構築」に向けて再構築

- ・ APP等の枠組みで検討されているセクターベースの技術移転も有効
- ・ 知的財産権の問題等が障害となり、技術移転がスムーズにいかない面もあることから、政府がリーダーシップを発揮し、開発途上国も巻き込んだ技術移転の国際的な枠組み作りを進めることが必要
- ・ 技術移転は実際にはなかなか進んでいない状況にあり、具体的な取組を打ち出していくことが必要
- ・ 京都議定書の第1約束期間以降の CDM の取り扱いについて早急に確定させることが重要
- ・ 世界銀行、アジア開発銀行、JBIC、JICA など、多国間・二国間の援助機関の活用
- ・ 環境はマクロ・中長期的かつ直接経済成長に結びつかないため、開発途上国の政策において優先度が低くなりがちなので、日本からの積極的な働きかけが重要
- ・ 途上国支援において、研究者レベルでの協力を、日本の行政がバックアップするシステムをつくることが有効
- ・ 来年日本で第4回アフリカ会議(TICAD)が行われることも踏まえ、アフリカを含む開発途上国との協力のあり方を検討することが重要
- ・ 我が国では経済成長と並行してエネルギー効率を高めてきた実績があり、技術移転・CDM を通じてアジア諸国の環境改善に取り組む決意を国際社会に発信することが必要
- ・ 日本、米国、EU 諸国等先進国グループやロシア等一部移行経済国や新興途上国との共同拠出による「多国間資金メカニズム」の創設が必要

(エネルギーの取組)

- ・ セクター別アプローチにより世界全体のエネルギー効率改善を目指す。APP 等への貢献を通じて次期枠組みの議論を目指すという意見や、セクター別の目標を立てることは有用だが、原単位の改善のみでは目標達成は難しいので総量削減目標が必要という意見があった
- ・ 我が国の強みである省エネ、新エネ、原子力等エネルギー・環境技術の活用により地球規模での排出削減に貢献することが重要
- ・ 核不拡散と安全が大前提であるが、原子力は、日本が高い技術力を有する分野であり、温暖化対策の観点から重要な手段と位置づけ、国内での推進とともに、国際的な貢献を行っていくことが重要
- ・ 我が国のエネルギー効率の高さを踏まえると、現時点で既に普及している環境・エネルギー技術について途上国を含めた世界に広く移転・普及していくことは地球規模の CO₂ 排出削減に大きな効果
- ・ エネルギー効率向上に有効な技術の共有化、ベンチマーキングの実施、削減ポテンシャルの明確化などによって、積極的に中国を始めとする新興工業国に協力をしていくことが必要
- ・ 我が国が高い技術力を有する原子力について、国際原子力エネルギーパートナーシップ (GNEP)、アジア原子力協力フォーラム (FNCA) 等を通じて貢献

(その他の手法の検討)

- ・ エネルギー原単位の効率を高めることと並んで温室効果ガス排出量の総量削減が今後は非常に大きな課題
- ・ 各国の温室効果ガス排出量制限を規定する「世界人民の環境権宣言」の導入を国際会議等を通じて、世界の国々に呼びかけ
- ・ 国民運動だけでは困難であり、低炭素社会へのインセンティブへの制度を考えることが重要であり、継続的に検討していくことが必要
- ・ サマータイムを東アジアで一緒に導入することを提案

提案3：我が国の京都議定書目標を確実に達成するための国民運動を始めとする取組

< 基本的な考え方に関する主な意見 >

- ・ 京都議定書を主導した国として第一約束期間の6%削減約束を達成することは当然の責務。京都議定書の約束を果たせないようなことがあれば、国際的なイニシアティブが取れなくなる
- ・ 温室効果ガスの排出量の推移を踏まえ、産業、運輸、業務・家庭、エネルギー転換各部門での温室効果ガスの排出削減、森林吸収源対策などの地球温暖化対策の加速化が必要。省エネ・新エネや原子力の推進、産業界の自主行動計画やCO₂の伸びが著しい民生部門における進むべきベクトルを明確にした国民的取組・国民運動の推進などが必要
- ・ 2007年度の京都議定書目標達成計画の見直しに向けて、昨年11月から、経済産業省及び環境省が一体となって、産業構造審議会及び中央環境審議会の合同会議において部門毎の評価、施策の検討に取り組んでいるところ、その評価の活用が必要

< 具体的な取組に関する意見、提案等 >

(新たな対策を含めた京都議定書目標達成計画の見直し)

- ・ 削減目標の確実な達成を確保するため、見通しを明らかにし、対策の強化が必要
- ・ 自主行動計画について、未策定業種に対する計画策定の働きかけの促進、定性的目標の定量化等、政府による厳格なフォローアップの実施、目標引き上げの促進、産業界による業務・家庭・運輸部門における取組の強化等を図ることが必要
- ・ 新エネルギー、特にバイオマスの開発・普及
- ・ 都市環境特区を創設し、都市内の廃熱の有効活用のため許認可の簡素化や省エネ建物に関する優遇措置を講じることが有効
- ・ 環境基本性能として最低限建築物が備える基準の義務づけ、税制優遇などにより高水準の性能に誘導する仕組みづくり。木造建築の促進
- ・ 省エネ家電等の買換促進
- ・ 民生業務部門のように有効な規制が十分なされていない分野を強化するとともに、経済的手法と自主的取組を実効的に組み合わせることが重要

- ・ ライトアップや 24 時間営業の自主的な見直しの促進
- ・ サマータイム制度を検討すべきという意見がある一方、労働時間の延長の懸念から慎重に検討すべきという意見、サマータイムは、省エネの観点よりも、自然の恵みを生活の中で如何に知るかというライフスタイルの合理化の観点から検討すべきとの意見があった
- ・ 環境対応型の車両の開発とともに、これを利用者が選択するための施策が必要。物流、人流で、交通手段の選択において CO₂ の少なさが尊重される工夫も必要
- ・ 輸送手段のモーダルシフトとして、鉄道の再生、人の移動手段と同時に、鉄道貨物の復活の推進。都市内デリバリーの合理化として、コンビニの利便性規制、コンビニ各社・郵便、宅配などの都市内デリバリーの統合
- ・ いわゆる環境優等生には努力したインセンティブを削ぐことのないよう相応な評価を行い、環境改善を要する者には改善目標を示し、実行を迫るとするのが効果的
- ・ 安全の確保を前提に、原子力発電を着実に推進
- ・ 事故や情報隠しから国民の原子力に対する信頼は低下。コンプライアンス体制の確保、情報開示の徹底、国民の信頼回復に向けた取組、高レベル放射性廃棄物処分問題について住民、国民合意を前提に進めることが必要
- ・ 電力等の安定供給を実現しつつ、排出削減を行うためには、原子力は最も現実的な手段。安全が大前提であることは勿論だが、日本が高い技術力を有する分野でもあり、温暖化対策の観点から重要な手段として、「原子力発電」を正しく位置づけることが必要
- ・ 目標達成計画を見直しに当たって、対策を加速するための HOW の部分を充実すべき。デポジット制度とか、買い取り制度とかの制度がないと、実効性が低いのではないか

(政府の率先実行と「国民運動」の更なる展開)

- ・ 排出量が大幅に増加している業務・家庭部門については、目標達成に向けて環境教育や、わが国各界各層による国民運動の積極的な展開を、政府自らがリーダーシップをとって実施することが重要
- ・ 政府が率先して、建物への太陽光発電設置や屋上等の緑化の推進、ESCO の活用、イベントにおける温室効果ガスの排出の削減を実施
- ・ ESCO 事業は自治体も関心が強く、民間への普及啓発が必要
- ・ 公共施設の率先実行、民間企業や個人に対するエコ改修を促進する教育とインセンティブ政策が必要
- ・ 民生部門における環境関連情報の共有化、国民のライフスタイルの変化の促進
- ・ 消費者の選択の意味でも、民生部門・産業部門含めて環境関連情報の共有化が重要
- ・ 家庭・個人での取組の目標、方法を明瞭に示すことが必要
- ・ 国民の危機感の共有が必要であり、国民も環境コストを払うことが必要
- ・ 消費者・生活者の危機感をあおるのではなく、科学的な根拠を示して、行動が得になるキャンペーンが必要。また、消費者ばかりでなく生産者

- 側にもメリットとなるエコポイント制度のような仕組みを検討が必要
- ・ 1人1日1キロ削減については、家庭部門だけで本当に京都議定書の目標達成を実現できるのかどうか

地球温暖化に関するモニタリング・予測及び適応策の検討等

<基本的な考え方に関する主な意見>

- ・ 温暖化を含む地球変動の予測には依然として大きな不確実性が存在し、その原因は気候に対して複雑に応答する生態系を含めた地球システムの理解の乏しさに起因。
- ・ 温暖化の影響評価及び適応策を検討するためにも、地道な長期のモニタリングの努力が重要
- ・ 国内の温暖化の適応策をどうするかについて触れるべき。

<具体的な取組に関する意見、提案等>

- ・ 温暖化も含め国際的なネットワークでの地球観測とモデル予測が必要
- ・ 不確実性を削減するため、地球システムの理解を深化させるための国際的なネットワークでの地球観測とこれに基づくモデル予測が必要
- ・ 生態系や水温などの温暖化の影響のモニタリングが必要
- ・ 地球温暖化による水温の上昇、海水面の上昇、土壌中水分の減少と水環境への影響の定量化と適応の検討
- ・ 京都議定書の6%削減約束達成のための「森林吸収源対策」の早急な実行が必要

戦略2 生物多様性の保全による自然の恵みの享受と継承

自然共生の智慧の再興・発展

<基本的な考え方に関する主な意見>

- ・ 里地里山や国立公園等の美しい日本の自然を将来に継承しつつ地域社会と共存する日本型自然共生システムを世界へ発信
- ・ 自然と人間活動を調和的に捉えるアジア的発想を重視し、豊かで美しい日本の姿を積極的に発信可能とすることが必要
- ・ 日本人の考え方の深層には、「草木国土悉皆成仏」といった仏教思想にあるように、人間を自然の一部と捉えるアジアに共通する自然観、循環思想がある。こうした理念に基づくアジア型の取組を世界に向けて発信していくべき。これは江戸時代の生活様式に戻れということではなく、むしろ一度取り入れた西洋的な文化や社会の問題を踏まえ、新たな持続可能な社会を創るためのもの
- ・ 里地里山の持続的土地利用、国立公園など地域制自然公園のシステム等自然地のマネジメントシステムと自然再生技術等と日本の省エネ省資源技術をベースに、低炭素社会のゴールを共有
- ・ 里地里山は、里川、里海と一体で構成されており、そのイメージを出すことが必要
- ・ 日本が森をよく残していることは、自然の手入れの知恵とともに世界へアピール可能
- ・ 森林の問題に対して日本としてどう貢献していくのか世界に対して打ち出していくことが必要
- ・ 里山は、3人称的に語ると美しいが、現場の1人称、2人称で語ると昭和30年の時代、竹よりもプラスチックがモダン、黒い家よりも欧米の家がよく見えた。今、アフリカでも同じことが起こっている。魚より肉がよく見える。当事者は、何を望んでいるかという、バリューが大切であり、動機付けが重要
- ・ 肉食の大型鳥類であるコウノトリが住める環境には、それを支える多くの生き物が生息している。こうした豊かな環境は人間にとっても良い環境であり、目指すべき姿
- ・ 水田は東南アジアに特徴的で、環境保全や食糧生産等の重要な機能を発揮

<具体的な取組に関する意見、提案等>

(世界に向けた自然共生社会づくり - SATOYAMAイニシアティブ - の提案)

- ・ SATOYAMAをキーワードとした自然共生日本モデルの発信(自然をうまく利用しながら培ってきた知恵や技術、地域共同体による持続的な資源管理システムを現代風にアレンジして、人と自然のよりよい関係づくりを提案。特にアジアを中心とした途上国に対し、里地里山での循環・共生手法、原生的な自然のみならず里地里山などの生活と密着

した地域も包含し、地域社会との協働によって保全管理を行う日本型国立公園等の国家システムとしての共生手法を提案)

- 日本は、入会制度という一定のルールの下で共同管理で長年里山をうまく利用しながら守ってもきた。現代的にアレンジできれば世界にアピールする知恵
- 東南アジアでは、里山の利用が生産だけになってきており、保全に配慮しないために、土壌浸食や生物の多様性が減少。かつて私たちがやってきたことを世界的に価値があることとして発信すると同時に、日本において今ある里山をどうするかということの問題提起することが必要
- 里山は、公でも私でもなくて共であるという、まさにコモンズのあり方が問われており、かつてはそれが機能し生産を確保しつつ自然を保全。共有を財産としていかに管理していくかというルール作りが必要
- 里地里山というのを、具体的に、若者にわかるような広報活動が必要
- 水田を中心とした里地里山文化の伝統を生かした低炭素社会のモデル(江戸時代の里山でなくエコロジカル・フットプリントに配慮したモデル)を提示
- アジアモンスーン地域における水稲地域等の生産性向上と生物多様性保全の両立、循環・共生社会の統合に係る取組の支援
- 希少野生動植物等と共生する環境保全型農業の取組の後押しと世界への発信(トキ、コウノトリの餌場に配慮した水田やメダカと共存する水田、希少野生動植物や景観の保護につながる阿蘇の牧畜業等)
- 冬期湛水型水田、田んぼと水路をつなぐ魚道、ビオトープ水田等の整備

(美しい日本の自然キャンペーンの展開)

- 日本の持続可能な森林経営の取組を発信
- アジアの国立公園の相互の情報共有、公園管理手法の提供等

次期世界目標の設定に向けたリーダーシップの発揮

< 基本的な考え方に関する主な意見 >

- ・ 人類の生存基盤である健全な生態系システムは、生態系、種、遺伝子の各レベルの多様性（生物多様性）に支えられており、これを維持することは、すなわち健全で豊かな自然環境を保全すること
- ・ 国連ミレニアムエコシステム評価において、人間が生態系から得る様々な恵みを「生態系サービス」として整理されたことは大きな成果であるが、日本の自然観からいえば生態系バリューの方が受け入れやすい表現
- ・ 政府全体で横断的で一致した国際交渉力が不可欠

< 具体的な取組に関する意見、提案等 >

（条約締約国会議の招致と次期世界目標の設定）

- ・ 生物多様性条約第 10 回締約国会議（2010 年日本開催招致中）で採択する地球規模の自然環境保全の目標とも言える次期世界目標の設定に向けた議論をリード

（世界に先駆けた国別生物多様性総合評価と生態系総合監視の実施）

- ・ 2007 年 3 月 G8 環境大臣会合でドイツが発表したポツダムイニシアティブに盛り込まれた、生態系サービスの経済的価値を分析する取組に呼応し、世界に先駆けた日本における国レベルの生物多様性総合評価（日本版 GBO（Global Biodiversity Outlook））を社会経済的側面も踏まえ作成
- ・ G8 各国への国別 GBO の作成呼びかけ及びアジア地域への作成技術支援
- ・ 温暖化の影響も含めた「生態系総合監視システム」の構築
- ・ 生物多様性の状況に関する情報が不足しており、きちんとした情報を収集できるような仕組みを確立することが必要
- ・ 生物多様性保全・再生において重要な指標生物の分布データをリモートセンシングやモデル予測などのデータと統合・解析することにより生物多様性の保全に資する科学的情報を提供
- ・ 国土の環境の状況を把握し、変化をキャッチしていく上で、生物情報の収集がまだまだ不足。特に動植物の標本収集と整備が必要
- ・ 生態系サービスの評価手法の確立に向けた技術開発を行うことが必要
- ・ 生態系に関するモニタリング技術は国際的にも期待されており、発信可能
- ・ 環境問題の対策をとろうとするときに技術革新で何かひとつの問題を解決しがちだが、それが他の環境問題を引き起こすことがあり、統合的な評価が必要

（国境を超えた生物多様性保全のネットワーク構築）

- ・ アジア太平洋地域におけるサンゴ礁保全のリーダーシップを取るととも

に、全球的なネットワークの構築を提案

- ・ 渡り鳥及びその生息地のより戦略的な保全を目指す、「東アジア・オーストラリア地域フライウェイパートナーシップ」の強化・発展
- ・ 野鳥の渡りルートの解明を行うための日中韓の協力強化
- ・ アジア太平洋地域における生物の目録情報システム構築の支援のための「アジア太平洋生物インベントリー・イニシアティブ」の実施（ポツダムイニシアティブ等の国際的な動きと連携）
- ・ 東アジアでの絶滅危惧生物の細胞及び遺伝子情報の保全に向けた各国の協力体制の構築

（「いきものにぎわいプロジェクト」の展開）

- ・ COP10 開催を契機に生物多様性の重要性について国民の理解を得るための取組や国民的運動を展開
- ・ 「ポスト 2010 年目標」の検討など、COP10 に向けて日本が主導的役割を果たすための専門家会合、地域会合の開催
- ・ 生物多様性はいきなり国レベルで失われるのではなく、地域から失われていくので、今後は都道府県レベルで取組を進め、COP10 までに国と地方の連携のモデルを提示

百年先を見通した我が国の生物多様性の保全

< 基本的な考え方に関する主な意見 >

- ・ 100 年先を見通し、我が国の国土レベルの生態系ネットワークの構築や国土の約 4 割を占める里地里山地域の管理のあり方、野生生物の適切な保護管理の方針など、国土の生物多様性の将来像を「ランドデザイン」として提示するとともに、その実現に向けた取組を推進
- ・ 自然と共生する農林水産業のあり方を含めた共生社会を考えることが必要
- ・ 生物多様性と温暖化を密接につなげて考えることが必要
- ・ 国民はもちろん、あらゆる主体の協力・協働と総理の強力な指導力の下での政府による支援策及び支援体制が必要

< 具体的な取組に関する意見、提案等 >

(我が国の生物多様性のランドデザインの提示)

- ・ 国土の生物多様性の将来像であるランドデザインの提示

(優れた自然環境をつなぐ生態系ネットワーク構想の推進)

- ・ 自然環境に関する科学的データのさらなる収集を行い、保全・再生すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を分析し、これらを有機的につなぐ国土レベルの生態系ネットワークの形成
- ・ 研究者と行政の協力体制の構築等を進めることにより、生態系に関する科学的分析を政策決定に反映させる仕組みづくりも必要
- ・ 国立・国定公園の総点検（制度や区域の見直し等）や広範な関係者の参画・協働による魅力的な公園づくり
- ・ 土地利用の最適化も含め、生物多様性の保全を統合的に進めていくための自然再生などのリーディングプロジェクトの展開
- ・ 原生的で貴重な森林を「保護林」として保存する取組や、これらを連結する「緑の回廊」の設定の推進による生物多様性の保全
- ・ 都市内において多様な生物の生息生育環境となるとともに、自然とふれあいの場となる緑地の保全・整備の推進
- ・ 生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する多自然川づくりや河川の上下流方向及び河川と流域との連続性を確保するための魚道整備等により、良好な生物生息環境を形成
- ・ 重要な海洋生態系・生物（海鳥やウミガメなど）の特定と保全に向けたデータ整備、海洋生態系保全戦略の策定
- ・ 希少な野生生物など自然とふれあえる空間作りの推進（水田の冬期湛水の取組など）
- ・ 希少種保護対策・外来種対策等の強化による日本固有の美しい自然の確保
- ・ 外来生物による生物多様性の減少について、従来が生息地保全では対応

不可能であることを踏まえ、取り組むことが必要

- ・ トキ、ツシマヤマネコ等の野生復帰の推進
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保
- ・ 光害による生物への悪影響への対応が必要
- ・ 島嶼など生物多様性のホットスポットに対する格段の配慮が必要

(未来に引き継ぐ里地里山)

- ・ 生物多様性保全の観点等から未来に引き継ぎたい重要な里地里山の選定と新たな利活用方策の検討・実践
- ・ 国立公園・国営公園等における里地里山保全リーディングプロジェクトの推進・展開
- ・ 里地里山の多様な恵みを、都市住民や企業など多様な主体が共有の財産として保全管理を行い、持続的に利用する新たな枠組みの構築
- ・ 里地里山の再生と活性化に向けた関係府省の施策の連携

(農林水産業における生物多様性保全の総合戦略の策定)

- ・ 環境保全型農業、耕作放棄対策、鳥獣害防止対策等の農山村における多様な取組の推進による生物多様性の保全
- ・ 生物多様性保全における農林水産行政との有機的連携の強化
- ・ 管理されていない人工林が増えてしまっており、現代版「参勤交代」による手入れや一部を広葉樹に戻すことが必要
- ・ 戦後の拡大造林をどうやって評価するか、どこを天然林に戻し生態系サービスを伸ばすのか、バイオマスで禿山にしないよう国土の最適解を生物多様性とか農林業について言うことが必要。その際、コモンズ(共)という考えを取り戻すことが重要

戦略3 3Rを通じた持続可能な資源循環

アジアでの循環型社会の構築に向けた取組

<基本的な考え方に関する主な意見>

- ・ 世界的な資源・エネルギーの消費拡大とこれに伴う廃棄物の量の増大と質の多様化、循環資源の越境移動の増加に対処するために、まず各国の国内で循環型社会を構築し、同時に廃棄物の不法な輸出入を防止する取組を充実・強化し、その上で循環資源の輸出入の円滑化を図ることにより、国際的な循環型社会を構築
- ・ アジア地域を始めとして国際的な物流の増大が進んでいる中で、国内・アジア地域・地球規模における脱物質社会への転換を目指し、価値観の転換、脱物質化技術の開発、脱物質社会構造の面での積極的な役割を果たすことが必要
- ・ 天然資源の採取や消費に伴う環境負荷を低減し、資源の安定的な供給を図るためには、リサイクルの推進が重要
- ・ 日本の3Rの取組は世界最先端であり、先進的な制度、優れた省資源・廃棄物対策の技術・システム、市民を含む各主体の取組と連携・協働により、3Rを通じて天然資源消費の抑制と環境負荷の低減を図る「循環型社会の日本モデル」を、アジアを中心に、各国に適した形で様々なチャンネル、場を通じて積極的に展開また、日本が海外のよい事例に学ぶことも重要
- ・ 3Rの前提として廃棄物の適正処理が重要であり、これを推進・普及させるシステムづくりが重要
- ・ PCB廃棄物やアスベスト廃棄物などの有害廃棄物の処理に関する技術移転や各国に適した技術開発、共同開発が重要
- ・ 廃棄物等の輸出入に関する二国間・多国間協力

<具体的な取組に関する意見、提案等>

(日本の3Rの制度・技術・経験の国際展開)

- ・ 各国の国別3R推進計画策定への支援
- ・ 我が国のエコタウンの経験や知見を活かして中国などにおける循環型社会づくりへの協力
- ・ 途上国に適した法制度整備への支援・技術移転、資金協力(無償・有償)、人材育成
- ・ 先進的制度を導入し効果を上げている我が国の地方自治体と、途上国の諸都市との連携
- ・ 我が国の家電製品等で培われた徹底した再資源化の考え方やこれを支える環境配慮設計の考え方をアジア諸国に展開
- ・ アジアを始めとする地域において、各国との廃棄物回収・再生利用基準の研究の協力
- ・ 途上国では処理が困難な廃棄物等であって日本では環境上適正な処理が

- 可能なものかつ対応能力があるものをアジアを始めとする各国から日本が受け入れ、高度な技術で回収・リサイクル
- ・ 先進各国から途上国へ流入した廃棄製品等に起因する環境汚染・健康被害を防ぐシステムの構築

(3R の国際的な情報拠点と共通ルールの構築)

- ・ 情報の共有化と戦略的な拠点の創設
- ・ アジア太平洋地域を中心に循環型社会について研究・研修する機能の創設・整備
- ・ 3R の取組環境の国際的な共通化を推進
- ・ 我が国主導の下、ライフサイクル全体を視野に入れた電気電子製品の環境配慮に係る国際基準・規格を策定
- ・ アジア域内における循環資源の適正な利用を促進するための循環資源の品質基準・規格の策定・普及

(東アジア全体での資源循環の実現)

- ・ 中国を始めとする東アジア全体で適正かつ円滑な資源循環の実現を目指す「東アジア循環型社会ビジョン」の策定に向けて、「循環型社会の日本モデル」を核とした二国間・多国間の協力を推進
- ・ E-Waste (電気電子廃棄物) の不法輸出入防止対策の強化
- ・ 先進 ASEAN 諸国や中国、アジア開発銀行との連携による、東アジア循環型社会推進センターの設置

3R の技術とシステムの高度化

< 基本的な考え方に関する主な意見 >

- ・ 資源の少ない日本においてゼロエミッションや社会で発生する廃棄物を極限まで有効に活用していくことを後押しする枠組みの構築が必要
- ・ 技術開発による循環型の技術システムの高度化等を通じ、資源生産性の更なる向上と環境負荷の低減を実現するとともに、国際競争力を強化
- ・ 物質依存社会からサービス経済化への誘導
- ・ ライフサイクル全体において天然資源消費量、環境負荷を最小化するような新たな 3R の枠組みが必要
- ・ リサイクル量の大小という「量」の観点のみならず再生資源の質や環境負荷といった「質」の観点も重要
- ・ 3R は、生産者、生活者、廃棄物処理事業者などあらゆる分野の関係者が取り組むことが重要であり、特に生活者が生活様式を変革して皆で取り組むことが必要
- ・ 個人や企業が持続的に活動するためには、可能な限り市場経済の中で 3R の取組が進められ、その結果として生産性が向上することが必要であり、環境適合製品を強化することにより企業の環境ブランド力も向上
- ・ サプライチェーンを通じて環境適合設計情報を授受・共有し、ライフサイクルで天然資源投入量や環境負荷量を最小化する視点が重要
- ・ 循環型社会に向けた政策の再構築（政策の統合化等）
- ・ 先進企業の取組を評価し、業界全体に広げて底上げを図ることが必要

< 具体的な取組に関する意見、提案等 >

（製品のライフサイクル全体での天然資源等投入量・環境負荷の最小化）

- ・ 使用済製品から回収される再生資源を同種の製品に利用する高度リサイクルの促進
- ・ 有用金属資源について、代替材料や高効率回収技術の開発を支援
- ・ 生産利用工程全体での資源投入量の最小化の促進、環境配慮設計や環境管理会計（マテリアルフローコスト会計）手法、LCA（ライフサイクルアセスメント）手法等の導入普及
- ・ 資源生産性の定量的・客観的な評価基準の策定

（地域循環圏を基盤に物質の種類に対応した循環の促進）

- ・ 地域において、バイオマスを重視した「地域循環圏」の形成や 3R 具体策の実施、不法投棄対策等を行うとともに、物質の種類に応じて広域的、国際的な循環を促進
- ・ 有効利用が可能な循環資源を個別の産業枠を超えて活用できる仕組みづくり
- ・ 国内及び国際間における循環資源物流システムの構築
- ・ 港湾において効率的な総合静脈物流拠点（リサイクルポート）等を形成
- ・ 適正処理確保・不法投棄対策のシステムの高度化

(「もったいない」の気持ちを活かす社会経済システムの構築)

- ・ 3R の推進に向けて、企業、消費者、市場の連携を強化するための仕組みづくり、具体的には消費者への適切でわかりやすい情報の提供や、企業の取組を評価する標準規格体系の整備
- ・ 容器包装廃棄物の 3R 推進に向けた事業者との連携の強化
- ・ 商店街等と連携した容器包装廃棄物などの 3R 推進
- ・ 経済的インセンティブを活用した廃棄物排出量の削減
- ・ 3R 関連制度の高度化に向けた各種リサイクル法（資源有効利用促進法、家電リサイクル法、建設リサイクル法）の見直し
- ・ 新たな建設リサイクル推進計画の策定

3R を通じた地球温暖化対策への貢献

< 基本的な考え方に関する主な意見 >

- ・ 3R の取組においてエネルギーの視点を強化し、3R 推進と温室効果ガス削減の相乗効果を最大限に発揮
- ・ エネルギー消費量の低減が可能な循環資源の活用
- ・ 地球温暖化対策を進める上で資源の制約を考慮
- ・ 3R を推進しながら廃棄物熱回収や廃棄物発電の導入を促進し、廃棄物からのエネルギー回収を徹底
- ・ LCA の観点を踏まえた 3R の取組を推進
- ・ カーボンニュートラルな資源として廃棄物系バイオマスの有効活用（例：家畜排せつ物のバイオガス化）

< 具体的な取組に関する意見、提案等 >

(廃棄物からのエネルギー回収の徹底)

- ・ 廃棄物からのエネルギー回収能力の増強
- ・ 廃棄物発電のネットワーク化
- ・ 焼却施設から発生する中低温熱を輸送し業務施設等で利用

(廃棄物系バイオマスの活用)

- ・ 高効率にメタン回収を行うバイオガス化施設の推進
- ・ 廃木材等からのエタノール生産
- ・ 回収された廃食油等からバイオディーゼル燃料を生成
- ・ 食品循環資源のリサイクル・ループの完結のための施設整備支援

日本提唱の 3R イニシアティブの G 8 での推進

< 基本的な考え方に関する主な意見 >

- ・ G 8 議長国となる 2008 年を目指して、日本提唱の 3R イニシアティブの国際的な枠組みづくりに、リーダーシップを発揮
- ・ 日本の優れた取組（例：名古屋、北九州（エコタウン））の経験・技術を世界に発信
- ・ 各国ごとの取組のみでは有効利用を図ることができない循環資源に関する貿易障壁の低減

< 具体的な取組に関する意見、提案等 >

（ G 8 が先導する資源生産性の向上への貢献 ）

- ・ 各国が共通のルールに基づき資源生産性の目標を設定し定期的にレビューするなど、世界的に 3R を推進するためのメカニズムを構築
- ・ ドイツで開催される 3R イニシアティブ高級事務レベル会合（2007 年 10 月）への貢献
- ・ UNEP 天然資源の持続可能な利用に関するパネル設立への積極的関与
- ・ OECD 物質フローと資源生産性に関する作業など国際的なルールづくりへの積極的関与

（循環基本計画の見直しと 3R の国際的推進）

- ・ 国際的な動向も考慮した「循環型社会形成推進基本計画」の見直し
- ・ 3R イニシアティブの下での日本の具体的行動として、「東アジア循環型社会ビジョン」の策定に着手するとともに、国際協力を推進
- ・ 有害廃棄物等の不法輸出入防止に関するバーゼル条約の運用・基準等に関するガイドラインの検討

戦略4 公害克服の経験と智慧を活かした国際協力

アジアや世界への環境技術の展開

<基本的な考え方に関する主な意見>

- ・ 世界に冠たる環境・エネルギー技術や激甚な公害克服の経験・智慧、環境保全に関する豊富な知識や経験を持つ人材を活かし、世界各地、特にアジアの環境問題の解決に貢献
- ・ 持続可能性の問題と人間の安全保障は一体的に考えられるべきもの。経済成長著しい東アジアと依然として飢餓や貧困問題に苦しんでいる国々とは問題状況が違う
- ・ 既に JICA、JBIC、各省庁の機関、自治体がやっているノウハウや蓄積を有効に活用し、重複を避ける戦略が必要

<具体的な取組に関する意見、提案等>

(「環境汚染の少ないクリーンアジア・イニシアティブ」の展開)

- ・ アジアを重視した対策技術（公害防止技術等）と評価技術（生態系リスク管理技術等）それらを普及・導入（制度面も含め）させるための国際協力
- ・ 環境・エネルギー分野におけるアジアとの科学技術協力の推進
- ・ 日本の優れた環境・エネルギー技術や知見の開発途上国への移転・普及と資金面を含めた仕組み・財源確保
- ・ 民間が開発した技術をそのままタダで渡すのではなく、開発した企業が何らかのメリットが得られるよう位置づけることが必要
- ・ アジアへの環境技術移転に向けた取組
- ・ アジアの産炭国への石炭生産・保安技術、石炭のクリーン利用技術の移転
- ・ アジアのメガシティにおける鉄道導入支援は日本が一番積極的であり、その点をよりアピールすることが必要
- ・ 大量退職する団塊の世代の公害関連技術者の経験とノウハウを活かした国際協力
- ・ アジア諸国における公害防止管理を向上するため、アジアにおける我が国の公害防止管理者制度を参考として制度の構築を支援
- ・ アジア地域における環境的に持続可能な交通（EST）の実現を目指す取組の推進
- ・ アジア地域を中心とした交通分野における環境・エネルギー効率の改善に関する国際連携の強化
- ・ 持続可能な社会作りに向けたアジア的スケールでの人材育成のためのプログラム
- ・ 環境研究・教育に関するアジア地域の大学間での連携の強化、アジアの大学生への環境教育機会の充実
- ・ 子どもたち自身の交流やアジアの現地工場で環境教育を行う企業への支

援など様々な環境教育の国際的な協力も必要

- ・ ODA の拡充による環境重視型 ODA の推進や ODA 以外の経済協力の推進。具体的な中身のあるものを打ち出すことが極めて重要
- ・ 日本を中心とした先進各国・地域の協働による、環境問題の解決に向けた先進的な研究の推進が必要
- ・ 世界的に見れば環境の状況に関するモニタリングシステムが圧倒的に貧弱であり、大気、水質等のモニタリングや地球観測衛星群の積極的な活用など、日本のモニタリング技術等を活かした国際貢献を進めることが必要
- ・ 地球シミュレータなど我が国の最先端の観測・予測技術活用による信頼度の高い予測を通じて、引き続き IPCC へ貢献するとともに、開発途上国の影響把握・適応能力の向上を図り、効率的・効果的な適応策の立案を支援
- ・ アジア各国における環境情報のデータベース等も活用し、環境の異変についての情報を収集・共有するとともに、環境調査等の協力や長期的視点からの政策決定の支援のためのネットワークを構築
- ・ 酸性雨や黄砂について東アジア共同のモニタリングや環境管理のマニュアルづくりを通じて、日本の環境技術・基準のアジア標準化
- ・ 環境汚染の少ないクリーンアジア・イニシアティブについては、環境省の施策だけでなく、各省庁の施策も入れて、政府全体として実効あるものにする必要がある

(人間の安全保障の観点も入れた環境国際協力の推進)

- ・ 天然資源収奪型の経済行為に歯止めをかけるルール、持続可能な農林水産業の育成のためのルールなどを国際社会に提案
- ・ 開発途上国で先進国と違うところは巨大都市の出現と成長であり、都市環境対策は日本が貢献するキーワードの一つ
- ・ 国連地球環境理事会や東アジア環境機構の創設の提唱など、地球環境保全のための国際機関の強化
- ・ 問題解決の行動のためにも、環境に関する様々な情報の共有化が国内でも国外でも重要
- ・ 水俣病を経験した国として、水銀をはじめとする有害金属対策に係る国際的取組への主導的な貢献
- ・ 化学物質の利用に対する途上国での技術支援が必要
- ・ アジア森林パートナーシップ(AFP)、二国間・多国間の国際協力や国際機関(ITTO)を通じた違法伐採対策の推進、モントリオールプロセスを通じた持続可能な森林経営の取組の促進
- ・ 2008年G8サミットやTICAD(アフリカ開発会議)が日本で行われることを見据え、日本のイニシアティブを提示

世界の水問題の解決に向けた国際的取組

< 基本的な考え方に関する主な意見 >

- ・ 21世紀は「水の世紀」と言われ、水の問題は、国際的な課題。開発途上国を中心に水不足が深刻化しており、地球温暖化の影響によりさらに危機的状況のおそれ。また、世界では約11億人の人が安全な飲料水を飲めないなど、水質汚濁も深刻な状況
- ・ アジアにおいても、例えば中国においては、農業、工業及び生活排水による湖沼や沿岸域等の水質汚濁が深刻化。さらに、地球温暖化の影響により10億人以上の人々が水不足に直面するおそれ
- ・ このため、深刻な水質汚濁や水不足など世界における水問題の解決に向けた国際的なイニシアティブを推進

< 具体的な取組に関する意見、提案等 >

(中国等との水環境パートナーシップの展開)

- ・ 2007年4月の日中環境保護協力の強化に関する共同声明において、水質汚濁防止に関する協力が盛り込まれたことを受け、中国における河川、湖沼等の水質汚濁の現地調査の実施や我が国の優れた廃水処理技術等の普及促進方策の検討など、中国との水環境協力を強化
- ・ 深刻な水質汚濁が生じているアジアを中心として、水質モニタリング等に関するワークショップや研修の実施、河川・湖沼に関する統合的流域管理の普及促進等を通じて、各国におけるモニタリング体制の強化や水環境管理能力の向上を推進
- ・ 世界水フォーラムやアジア・太平洋水サミットの開催を通じて、日本の経験や技術・ノウハウを発信し、世界の水問題の解決へ貢献
- ・ アジア地域の水循環メカニズムの解明のための観測・予測研究に取り組むとともに、その研究から得られる多種多様なデータを集約・解析して水環境問題への対応に活用
- ・ 地球観測の国際的枠組みである全球観測システム(GEOSS)の構築推進を通じて、アジア地域の水循環メカニズム解明のための観測・予測研究に取り組み、その研究から得られる多種多様なデータを統合・解析して水環境問題への対応に活用

(国際衛生年を契機とした水と衛生問題への国際協力)

- ・ 日本が共同提案し国連総会で採択された「国際衛生年(2008年)」を契機とした水と衛生問題への取組の強化
- ・ 世界共通の課題である閉鎖性水域の保全・再生に向けた国際的なイニシアティブの推進
- ・ 日本独自で開発された生活排水処理システムとしての合併処理浄化槽を地域の実情を踏まえながら国際展開
- ・ 国際協力等を通じた水道分野の国際貢献

戦略5 環境・エネルギー技術の中核とした経済成長

環境技術・環境ビジネスの展開

<基本的な考え方に関する主な意見>

- ・ 世界最先端の環境技術と2025年には100兆円の市場規模が見込まれる環境ビジネスにより、経済成長の維持と競争力の強化を実現し、これを日本モデルとして世界に展開することにより、地球環境の保全に貢献
- ・ 地球環境問題や廃棄物問題などの環境問題の解決や資源エネルギー制約の克服に資する環境・エネルギー技術の発展を通じた経済成長の実現
- ・ 日本は環境技術を前面に出してアピールすることが世界へのインパクトを生み出す。
- ・ 国内での環境政策の方向性の早期明確化と世界共通の枠組み構築による、環境技術開発の促進
- ・ 国際標準化への貢献を意識した環境協力の展開が現状では不十分であり、危機意識をもって強力に取り組むことが必要
- ・ 技術開発の成果の普及に向けて経営・ビジネスモデル、社会システムの改革の推進が重要
- ・ 環境技術・ビジネスの展開による国際競争力の強化が、環境負荷を高める方向にいかないような仕組みづくり

<具体的な取組に関する意見、提案等>

(環境技術の戦略的な開発・普及と「エコイノベーション」の推進)

- ・ ナノテクノロジー等の最先端の技術シーズを活用した環境技術開発への重点的な研究資源の配分
- ・ 我が国の強みである環境・エネルギー技術とものづくり技術の活用・融合により、環境重視・人間重視の技術革新・社会革新を図る「エコイノベーション」の推進
- ・ OECD等において、「エコイノベーション」に関するロードマップの策定を提案し、今後の取組に関する国際的な議論をリード
- ・ 地域の環境問題の解決に向けた産学官が連携して課題に取り組む研究開発の推進
- ・ アジア地域までを視野に入れた適用段階の環境技術の地域の実情に応じた形での普及の推進とそのため環境ファンドの創設
- ・ 技術のイノベーションと社会のイノベーションを同時に進めていくというような切り口も重要
- ・ インターネットを活用した海外への環境技術のPRの展開等、戦略的広報の実施

(事業活動に伴う環境負荷の見える化等を通じた環境ビジネスの支援)

- ・ モノの所有ではなく機能を活用するビジネス等、環境負荷低減に資する新ビジネスの支援

- ・ 地域の持つ資産を有効活用するコミュニティ・ビジネスの促進
- ・ 環境関連事業を興していくための情報提供、支援者との出会いを促進する仕組みづくり、資金提供促進等エコビジネス起業促進
- ・ L C A等を活用した環境負荷の「見える化」
- ・ 海外における環境M & Aやグローバル資金のESG(環境、社会性、ガバナンス)シフトの動きも踏まえ、1500兆円の個人金融資産の「環境」への誘導を行うことが重要
- ・ 企業の社会的責任(CSR)の活動を促進するSRI(社会的責任投資)ファンドの普及
- ・ 企業の環境配慮の取組状況に関する情報開示を積極化させるよう指標の設定等を行うとともに、投融資・購買において環境配慮行動へのインセンティブが働くよう税制優遇措置も行うことが必要
- ・ エコイノベーションの世界への発信については、様々な国際会議の場で行うとともに、海外向け放送ネットワークも活用すべき

(国際潮流を踏まえた化学物質環境リスク対策の充実)

- ・ 化学物質対策は、各種条約や欧州における法規制対応など国際社会的にも関心の高い分野であり、我が国としても国際戦略としてしっかりと位置づけ対応することが必要
- ・ 既存化学物質対策や、特に影響を受けやすい小児等を念頭においた対応が重要
- ・ WSSD2020年目標(2020年までにすべての化学物質による悪影響を最小化)、化学品分類表示世界調和システム(GHS)や欧米における動向等の国際潮流を踏まえた、我が国の化学物質管理制度の見直し
- ・ 東アジアにおける化学物質管理制度の国際調和に向けた取組
- ・ 化学物質の安全性情報(有害性情報、ばく露関連情報)の収集・把握体制の強化。既存の環境モニタリングの推進に加え、製品中や生体試料中の有害化学物質モニタリングの実施による隙間のない化学物質リスク監視体制の構築

エネルギー効率の一層の改善等

<基本的な考え方に関する主な意見>

- ・ 世界最高水準にある我が国のエネルギー効率をさらに向上させるため、産業・民生・運輸各部門の対策を一層推進
- ・ CO₂ 排出量の伸びが著しい民生部門（家庭・業務）における排出量削減に向けて、国民的取組が必須であり、政府の率先垂範の下、官民挙げての取組を強力に推進することが必要
- ・ エネルギー効率については、ある一定のエリアでの総合的な取組や複数の技術の組み合わせにより大きく飛躍することが可能

<具体的な取組に関する意見、提案等>

（世界最高水準にある我が国の優れた省エネ技術等の普及、更なる技術開発）

- ・ 工場、輸送事業者等におけるエネルギー管理の徹底、トップランナー方式による機器の効率向上、省エネ設備・機器の導入促進と技術開発により、2030年までに更に少なくとも30%以上のエネルギー消費効率改善
- ・ 環境建築総合技術によるCO₂排出量50%削減。このため、環境基本性能として最低限建築物が備えるべき基準について義務づけを実施。合わせて、税制優遇制度などによりさらに高水準の性能へと誘導する仕組みの構築
- ・ 平均使用年数以上の家電製品について最新の省エネ製品に置き換え促進
- ・ エコキュート（CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器）、太陽光発電、燃料電池コージェネ、地中熱ヒートポンプ等のインセンティブ付与等による普及促進
- ・ 環境にやさしい自動車の開発・普及・促進と、利用者が環境にやさしい自動車を一層選択するための施策、CO₂排出量が少ない交通手段が選択される工夫
- ・ 高度道路交通システム（ITS）の推進、自動車交通需要の調整、道路交通情報提供事業等による交通流の円滑化対策の推進
- ・ 海運や鉄道などへのモーダルシフト等物流分野のエネルギー効率の改善
- ・ 港湾地域におけるCO₂、NO_x、SO_xなどの排出ガスを削減し、大気環境等の改善を図るため船舶版アイドリングストップを推進
- ・ 次世代環境航空機の開発とその導入・普及に向けた環境整備の推進
- ・ 石炭のクリーン利用と発電効率の向上に資する技術の開発、実用化の推進

バイオマス等の再生可能エネルギー利用の推進

< 基本的な考え方に関する主な意見 >

- ・ 太陽光、風力、バイオマスなどの新エネルギーの利用促進。国産バイオマスの利用拡大と世界最先端の技術によるバイオマス先進国への飛躍。
- ・ 輸送エネルギー削減等の観点から国産ないし地産地消のバイオマスの利用が重要。技術開発がなされれば 2030 年頃には国産バイオ燃料の大幅な生産拡大は可能（農林水産省試算 600 万 kl）
- ・ バイオマス燃料の導入にあたっては、海外における森林破壊や食料との競合による貧困層への影響・水の処理等の問題等に十分留意して戦略を策定することが必要であり、国産バイオマスの利活用を考えることが必要
- ・ 国、地方自治体、関係業界も含めた、費用負担や、支援のあり方、土地利用なども含めた新エネルギー導入戦略を考えることが必要
- ・ 再生可能エネルギーのほとんどが分散型であり地域振興につながる
- ・ バイオマスだけを特別扱いするのではなく、他の再生可能エネルギーを同様に扱うべき

< 具体的な取組に関する意見、提案等 >

（低炭素社会づくりに向けた再生可能エネルギーの飛躍的な普及）

- ・ 太陽光、風力、バイオマスなどの新エネルギー源の特性に着目しつつ、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS 法）の着実な運用等による導入促進
- ・ 自然エネルギー（電気、熱利用など含め）を展開していくために固定価格の買取制度などによる積極的な投資の促進が重要
- ・ 国、地方自治体、関係業界による、費用負担や支援のあり方、土地利用なども含めた新エネルギー導入戦略の策定
- ・ いわゆる新エネルギーの活用だけでなく、パッシブ・エネルギー（太陽の光や熱、地中の熱、風など、自然にもともと存在するエネルギー）を活用し、化石燃料等の使用を抑制した社会を生み出すことが重要
- ・ 新エネルギーだけでなく、脱炭素技術のことを書いてほしい。省エネ技術、新エネルギーも入るが、原子力や CCS も重要
- ・ バイオマスタウンの構想の強化・加速化

（燃料用バイオエタノール等の生産・利用の拡大）

- ・ 燃料用バイオエタノールである E3 や ETBT 混合ガソリンの大規模実証事業を実施するとともに、E10 などの高濃度エタノールを利用した自動車走行試験等を実施
- ・ バイオ燃料の必要量確保、経済性と安全性（品質等）、徴税公平性
- ・ 国産バイオマスの利用拡大を図るため、バイオ燃料などの技術開発に対する重点的な支援が必要
- ・ 食料と競合しないためのセルロース利用技術開発

安全の確保等を大前提とした原子力の利用

<基本的な考え方に関する主な意見>

- ・ 安全確保と立地地域の理解と協力を大前提に原子力の着実な推進
- ・ 安全の確保を前提に、原子力発電を着実に推進
- ・ 核不拡散と安全が大前提であるが、原子力は、日本が高い技術力を有する分野であり、温暖化対策の観点から重要な手段と位置づけ、国内での推進とともに、国際的な貢献を行っていくことが重要
- ・ 電力等の安定供給を実現しつつ、排出削減を行うためには、原子力は最も現実的な手段。安全が大前提であることは勿論だが、日本が高い技術力を有する分野でもあり、温暖化対策の観点から重要な手段として、「原子力発電」を正しく位置づけることが必要
- ・ 事故や情報隠しから国民の原子力に対する信頼は低下。コンプライアンス体制の確保、情報開示の徹底、国民の信頼回復に向けた取組、高レベル放射性廃棄物処分問題について住民、国民合意を前提に進めることが必要
- ・ 我が国が高い技術力を有する原子力について、国際原子力エネルギーパートナーシップ（GNEP）、アジア原子力協力フォーラム（FNCA）等を通じで貢献
- ・ 原子力利用を日本で今すぐやめるとするのは不可能だと思うが、方向性として、廃棄物の問題、安全保障の問題という観点から、脱原発という方向を願っており、積極的に原子力を書くことは賛同できない
- ・ 国民合意やコンプライアンスの確保が重要。安全確保は国際的にも重要。ひとたび原子力に頼ると、何かトラブルがあった場合に、目標達成ができなくなることを懸念
- ・ 今の需要を抑えることなく、原子力を進めるとするのは、国民の感情や世界の世論と逆行すると考える。原子力利用をゼロにすることは可能ではないが、これを突出させることは適切ではない

<具体的な取組に関する意見、提案等>

- ・ 原子力について、次世代軽水炉の開発や高速増殖炉サイクルの早期実用化に向けた技術開発等を推進

戦略6 自然の恵みを活かした活力溢れる地域づくり

人と自然が元気な郷づくり

<基本的な考え方に関する主な意見>

- ・ 人口減少と過疎化の中で衰退しつつある里地里山において、有機農業の推進やバイオマス資源の生産、自然体験や農業等生産体験の場等として保全・活性化を推進。都市住民やNPO、企業など多様な主体の参画・協働・交流による、人と自然の元気な「郷」づくりの展開
- ・ 都市と農村との連携に関してより有機的、緊密な関係を構築し、地域の活性化の中で、新たな価値観を構築し、人づくりに反映
- ・ 国内で取り組まれはじめたコミュニティ再生や地域再生を持続可能な地域社会づくりと結合
- ・ 地域主導についてもっと書くことが必要
- ・ 環境を良くする取組と経済活動が刺激し合いながら高まっていく、「環境と経済が共鳴するような地域」を作り上げることが必要であり、それは地域の持続可能性や自立、誇りを高めるもの。
- ・ 農業について、食糧自給率の問題について、十分触れられていない。持続可能な社会を支える農林水産業、という変革が求められている

<具体的な取組に関する意見、提案等>

(環境保全型農業の推進などによる農林水産業の活性化)

- ・ 「カーボン・ニュートラルな光合成生産物の活用」、すなわち、「環境保全上健全な水循環の確保」や「生物多様性の保全」を考慮した上で「持続可能な生産による農・林・水産物の活用の推進」と、そのための環境保全型農業(有機農業等)・畜産や持続可能な林業・林産業の推進
- ・ 自然、農業、水産業の多面的機能を持続的に発展させる
- ・ 農地は生態系保全など大きな役割を担っている。耕作放棄地域への対応も必要
- ・ コウノトリ育む農法(環境創造型農法)は、収量が減っても高価格で販売でき採算がとれるもので、支える仕組みとしてブランド・認証制度が重要
- ・ コウノトリを中心とした地域づくりは、コウノトリを害鳥として見てきた農家の意識を確実に変えつつあり、都市からの来訪者も増加していることから、地域活性化に効果的
- ・ 農地・農業用水等の資源や農村環境を、将来にわたり適切に保全し、質的向上を実施
- ・ 地域条件に即した整備を実施することにより、ふるさとで育まれてきた里地や棚田等を保全
- ・ 農地や自然の森林部分の規制等、土地利用を検討していく必要がある
- ・ 鳥獣害に強い地域づくり
- ・ 木材やバイオマス資源等の生産の場として里地里山を活用

・ バイオマスは重要だが、地産地消の考え方が重要
(みんなが参加し、「手入れ」でつなく、元気な故郷^{ふるさと}づくり)

- ・ 国民は物質的な豊かさに加えて癒しを求めている。里地・里山への関心も高まっており、NPO / NGO 等の各種活動を推進するとともに相互のネットワークが十分に機能し発展することが必要
- ・ 都市住民が自然環境に接し、関心を持つことが不可欠。里地里山の「手入れ」に参加し、都市と農山村の交流を深めること。これにより有機農業なども拡がり、自然にやさしい農業に進展
- ・ 農山漁村における都市住民や子どもたちの自然体験・生産体験の推進(現代版参勤交代による「手入れ」)

(自然を活かした都市と農山漁村の交流の展開)

- ・ 都市農山漁村の交流・定住促進による地域資源の保全・活用
- ・ エコツーリズムによる地域の自然環境や文化資源の保全と地域振興の推進
- ・ 森林セラピーなどによる森の癒し効果を活用して地域間交流の取組の推進
- ・ 多様化する国民のニーズや増加する外国人観光客に配慮した魅力ある温泉地づくりを支援し、貴重な自然資源であり観光資源でもある温泉を有効活用

美しく環境に配慮した都市づくり

<基本的な考え方に関する主な意見>

- ・ 都市地域においては、残された貴重な自然が急速に失われるとともに、都市周辺部への市街地の外延的拡大、更なる交通需要の発生等による局地的な大気汚染やエネルギー消費の増加に伴うCO₂排出量の増加など環境問題が複雑化。このため、暮らしやすく、環境負荷の少ない美しい都市のモデルづくりへ向けた取組を進めることが重要
- ・ 地球温暖化対策に対する面的な広がり、都市全体への広がりや様々な都市を構成する各層の総合的対策にはいたっていないため、次世代はこの環境都市づくりに焦点をあてる必要がある
- ・ 個々の建物への総合的な温暖化対策改修施策や良好な自然環境の保全・創出が必要。また、外部空間の公共意識を重視し、歩行者配慮を優先させ、水と緑、歴史を生かした美しいまちづくりが必要。美しい都市は景観だけでなく、見えないところの自然、環境の本質もしっかり守られた、人々が暮らしやすいまちである必要がある
- ・ 東京のような大都市についてみれば、世界的に見てこれほど効率的な都市はない。一方で、中核都市の取組は20～30年遅れてしまっている状況

<具体的な取組に関する意見、提案等>

(コンパクトシティなど持続可能な都市への構造改革)

- ・ 環境の都市づくり(エネルギー需要が少なく、かつ効率的な利用を図る街づくり、資源が循環する街づくり、歩行者・自転車空間の充実や公共交通機関の利用促進による車に依存する度合いの少ない都市づくり等)の推進
- ・ 様々な都市機能がコンパクトに集約した、歩いて暮らせる環境負荷の小さいまちづくり(コンパクトシティ)
- ・ 公共交通を中心としたまちづくりの推進(ロードサイド型ショッピングセンターを抑制し、公共交通を中心としたコンパクトシティ、駅周辺での自転車走行環境の改善など)
- ・ 自動車に過度に頼らず、高齢社会にもやさしい公共交通を利用する住みよいまちづくりにつながることを学ぶ環境教育の実施
- ・ 緑地の保全、都市公園の整備等により自然環境の保全・創出を推進、また、緑地や河川等の水辺の活用等によるヒートアイランド対策の観点も入れた水と緑あふれる街づくりや風の通り道の確保
- ・ 地球温暖化対策やヒートアイランド対策等についても配慮した都市計画づくりの義務付けや都市環境特区の創設等、都市構造そのものに環境・エネルギー対策を組み込んでいくための仕組みづくり
- ・ 道路に緑を増やし、厳しい暑さから歩行者を守る舗装を敷設するとともに、違法駐車をなくし、自転車で楽しく走れる環境を提供することにより、環境負荷の低減を図りつつ、市民に心地よい道路空間を提供
- ・ 歴史的・文化的資産となる「みどり」を核とした水と緑、歴史のネット

ワークの形成

- ・ 森と呼べるような自然空間の再生など都心部における植生回復の推進
- ・ 温室効果ガスの吸収源対策として、都市公園をはじめ公共公益施設の緑化の推進
- ・ 緑化活動の裾野を広げるための普及啓発活動の展開
- ・ 東京一極集中ではなく、バランスの良い地域の発展の観点からの都市再生
- ・ 豊かな自然空間を、例えば各居住地域、商業地域、工業地域、学校地域など一定範囲毎で、総面積の 20 - 30% というような中長期目標を設定して、計画的に再生・創出すべき
- ・ ゴミ焼却炉から再生された雨水吸収式レンガ舗装や舗装なし道路の敷設を進めるべき

(世界最先端の環境モデル都市づくり)

- ・ 日本の都市独自の魅力を活かしながら、全国 10 箇所程度のモデル都市・地域を設定し、環境理想都市づくりに向けたシミュレーションプロジェクトの実施。そのための構想立案専門家チーム派遣
- ・ 低炭素社会のモデルとなる地域づくりを推進する仕組みづくり
- ・ 世界最先端の環境モデル都市づくりは、地区単位ではなく、首長の意欲をかき立てるよう市町村単位で進めることが必要

(環境汚染のない安心して暮らせる都市づくり)

- ・ 局地汚染対策及び流入車対策の推進による都市大気環境の改善
- ・ 微小粒子状物質 (PM2.5) に係る総合的な健康影響評価の検討・実施
- ・ 都心への自動車を抑制するため、都心部での駐車禁止の徹底、流入規制、ロードプライシングなど、規制を強化
- ・ 環状道路の整備、主要渋滞ポイント対策、緊急対策踏切等の除却対策、高度道路交通システム (ITS) の推進、信号機の高度化等による交通流の円滑化対策を通じた都市大気環境の改善
- ・ エコドライブが環境改善のみならず、燃費の節約、事故の減少にもつながることを具体的に広報すべき。また、「個有から共有へ」という視点で、カーシェアリングを当面セカンドカーから適用することが必要
- ・ 光化学オキシダント (対流圏オゾン) 対策の推進
- ・ 水・大気環境常時監視のための基盤強化
- ・ 土壌汚染地再生による良好な都市環境の創造

豊かな水辺づくり

<基本的な考え方に関する主な意見>

- ・ 水質、水量、人と水とのふれあいの場、水生生物の生育・生息環境などを視野に入れ、地域の特性を活かした健全な水循環の回復等による豊かな水辺の地域づくりの推進
- ・ 美しく、健全な水環境をとりもどし、地域の自然・歴史・文化を活かした河川、海岸等の水辺づくりを地域と連携を図りつつ推進
- ・ 森と海のつながりが大事という視点に立って施策を展開することが重要

<具体的な取組に関する意見、提案等>

(豊饒の里海の創生、豊かな湖沼環境の再生)

- ・ 湖沼における湖辺の植生、水生生物の保全等湖辺環境の保全(水辺エコトーンの再生)
- ・ 湖沼、内湾等の閉鎖性水域における水環境の総合的な保全・再生に向けた取組の推進
- ・ 藻場、干潟等の保全・再生・創出など、人が適度な働きかけを継続することによって多様な魚介類等の自然の恵み豊かな「里海」を復活
- ・ 藻場・干潟・サンゴ礁など浅海域をラムサール条約の指定等を行うなどして総合的に保全・再生
- ・ 海洋中の二酸化炭素のモニタリングや、衛星画像の活用の可能性等海洋環境モニタリングの多様化を含む、海洋汚染への対応統合的流域管理が必要

(都市域を中心とした豊かな水循環の再生)

- ・ 水環境の悪化が著しい河川、都市下水路等において、水質の改善、水量の確保を図るため、河川管理者、下水道管理者、地元自治体及び関係者が一体となった取組を推進
- ・ 合流式下水道の改善、高度処理の普及など水環境改善への取り組みの推進
- ・ 都市内河川の水質改善対策の推進

(水のある暮らしや風景の復権)

- ・ 水辺の遊び、生き物とのふれあい、そして流れる水やわき水を直接暮らしに活用する生活様式の再生
- ・ 子どもたちが遊べる水辺、様々な水生生物とふれあえる水辺づくり
- ・ 大幅に失われてきた河川の氾濫原としての湿地の再生など、流域の視点から、人為的に制約を受けた「川のシステム」を元に戻すとともに、自然の復元力を活かして水辺の環境を再生
- ・ 河川・海岸におけるゴミ対策や清掃等について、地域住民やボランティア等の協力を得ながら推進

・ 漂流・漂着ゴミ等の海洋汚染への対応

緑豊かな国土の保全に向けた美しい森林づくり

< 基本的な考え方に関する主な意見 >

- ・ 国土の3分の2を占める森林は、国土保全や水源かん養、地球温暖化防止等の役割とともに、自然環境の重要な要素であり、幅広い国民の参画や取組を通じてより適切な整備・保全を図ることは、「持続可能な社会」を構築する上でも重要な取組
- ・ 古来より我が国には森林の恵みを利用し森林を適切に保全する「木の文化」が存在。間伐材等の木材利用を推進することは、適切な森林整備につながるとともに、炭素のストック効果、エネルギー利用を通じた化石燃料の代替効果等の面でも非常に有効な取組
- ・ 適切な森林の整備・保全の担い手の確保や山村等の地域づくりを進めることが重要
- ・ 森林は、京都議定書の6%削減約束の達成や生物多様性の保全の上でも大きな柱

< 具体的な取組に関する意見、提案等 >

(「美しい森林づくり推進国民運動」の展開)

- ・ 間伐や100年先を見通した多様な森林づくりを進めることとし、政府一体となって幅広い国民の理解と協力の下、木材利用を通じた適切な森林整備を推進する緑豊かな循環型社会の構築、森林を支える生き活きとした担い手・地域づくり、都市住民・企業等森林づくりへの幅広い参画を総合的に進める「美しい森林づくり推進国民運動」を展開
- ・ 森林の国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、生物多様性保全等の公益的機能を重視し、森林整備等に向け人材育成・確保、予算の重点化

(国産材利用を通じた適切な森林整備の推進)

- ・ 身近な空間に積極的に木材を利用する「木づかい運動」を展開
- ・ 建築物の木造化を促進する法規制の改正及びインセンティブの整備。学校を始め、福祉施設、役場庁舎、集会施設などの公共施設に国産木材を活用することを推進
- ・ 国産材を利用することは、林業・木材産業の再生、森林整備の促進、循環型社会の形成につながるものであることから、積極的に推進
- ・ さらに、木材などに関してできるだけ地場産材を地域内で利用することにも配慮
- ・ 人工林や里山は手入れがなされておらず、鳥獣が里に下りてくる隠れ蓑にもなっているため、木材をもっと利用すべき。
- ・ 地球温暖化による森林への影響について調査

(森林を支える生き活きとした担い手・地域づくり)

- ・ 林業の再生を図るとともに、森林等の地域資源を活用したニュービジネスの創造など、自然と共生した豊かな地域づくりに向けた総合的な取組を展開

(都市住民、企業等による森林づくりへの幅広い参画)

- ・ 森林を活用した教育活動や森林整備等を通じた国民の森林に対する理解の醸成を図るとともに、企業やNPO、都市住民等によるボランティアな森林づくりを推進
- ・ 森林保全活動へのボランティア参加を奨励するため、地方自治体や企業が実施する研修を政府が支援
- ・ 定年後等の方々がその居住地における美しい緑溢れる森林づくりに参加することを奨励

戦略7 環境を感じ、考え、行動する人づくり

環境教育・環境学習の機会の多様化

<基本的な考え方に関する主な意見>

- ・ あらゆる機会における環境教育・環境学習等を通じて、環境を感じ、考え、行動する人づくりを強力に展開
- ・ 環境教育については、いろいろな現場を体験し、知ることが極めて重要
- ・ 発達段階と社会に応じた環境教育と担い手、場所、機会の担保。都市しか知らない子どもの自然感の歪みの是正
- ・ 低炭素社会づくりに向けた住環境や省エネルギーに係る環境教育が重要
- ・ 環境保全に向けたマナーを市民の教養として身につけていく、環境教育が重要
- ・ 環境教育は、持続可能な未来を切り拓く持続可能な開発のための教育（ESD: Education for Sustainable Development）に発展していくべきもので、関係省庁の連携強化など政府上げての取組を通じて、着実な実施に向け引き続き先駆的に取り組むことが必要
- ・ 環境教育のさらなる充実と持続可能な社会を担う環境人材の育成
- ・ 人づくりと地域づくりを一体的に進めることで、一人ひとりの行動を環境に配慮したものに変わるとともに、家族の絆や他人への思いやりも取り戻すことが重要

<具体的な取組に関する意見、提案等>

（「^{トリプルエー}21世紀環境教育プラン～いつでも、どこでも、誰でも環境教育AAAプラン～」等の展開）

- ・ 教育基本法に教育の目標として環境保全に関する規定が置かれたことを踏まえた政府全体としての取組の推進
- ・ 学校における環境教育・学習の充実とともに、自然史系博物館や動物園、水族館、公民館等の社会教育施設も活用しつつ、学校、家庭及び地域社会（企業を含む）における環境教育・学習の機会の多様化の取組の推進を関係府省間の連携強化を図りつつ実施
- ・ 学校教育及び社会教育において環境教育を一層推進し、体験学習のみならず環境倫理、環境情報に関する教育等を促進。学習指導要領には社会、理科、家庭科等に環境教育の内容が位置づけられており、学校において更に推進していくことが必要
- ・ 生涯学習としての環境教育・自然教育の強化と地域社会との連携を進めるための施策の府省連携での立ち上げ
- ・ どこでも、誰でも、いつでも楽しく学べる環境教育の実践の展開
- ・ わが国が世界で唯一の環境教育推進法を制定し、5省庁で連携して基本方針をとりまとめたことを、及び環境教育の国際的な原則であるトリビシ宣言を踏まえ、幼児からの生涯教育としての質の高い環境教育の推進が重要

- ・ 戦略1から6は戦略7の実施により成り立つもの。温暖化問題など、目に見えない問題を解決するための行動を促すため、科学的知見の充実を図り、それに基づき環境教育を進めることが重要
- ・ 「五感で感じる」原体験としての自然体験、農村体験等の推進
- ・ 「子どもの水辺」再発見プロジェクトによる環境学習等様々な自然体験メニューの提供
- ・ 自然のすばらしさや環境保全の重要性を謳った日本ならではの暮らし言葉（「もったいない」等）や古典の名文等を活用した環境教育の推進
- ・ 地元学を通じた伝統的な環境保全型の暮らしの知恵を発掘し、普及していくことが有効
- ・ 地域での学校のエコ改修をすべての学校に対して標準的に実施可能とすることが有効
- ・ 学校のエコ改修の実践を通じて、住宅の断熱・気密・日射遮蔽などによるエネルギー消費の削減という環境教育が非常に重要であることを伝えていくこと
- ・ 環境教育に取り組む企業への支援や家庭での環境教育の実施につながる取組
- ・ 環境教育施設への税制上の優遇措置
- ・ 民間・企業による環境教育プログラムやフィールドの認証事業の推進

（アジアの環境リーダー育成イニシアティブの展開）

- ・ すべての関係省庁が参加し、内閣総理大臣を推進本部長とした「ESD推進本部」を設置、省庁横断的な施策作り、共同プロジェクトの実施及び評価を行える体制づくり
- ・ 持続可能な社会の形成を目指して、人間の安全保障を含む持続可能な開発の教育を広げていくことが必要
- ・ 関係省横断の施策として、多様なテーマをつなぐESD（持続可能な開発のための教育）コーディネーターを全国に配置
- ・ 国内のユネスコ活動関係機関等と協力し、より一層のESDの普及と推進を実施
- ・ 高等教育段階における環境人材の育成。大学の教養教育としても環境教育を受ける機会の確保が重要
- ・ 持続可能なアジアに向けた環境人材を育成するための大学生への環境教育機会の充実と環境に取り組む大学生の交流促進
- ・ 地方公共団体職員への環境教育と自治体の率先実行
- ・ 環境問題は自然だけでなく、政治・経済・社会の全てにわたる問題であることを、児童生徒の発達段階に応じて、さらに、大学生や社会人等に対し、それぞれ適切に教えること
- ・ 中学生、高校生や大学生が人と環境の共生の歴史について地域全体で学び、将来の地域の青写真を描き、行政に提案・実現できるような地域づくりの仕組みが必要
- ・ 持続可能な社会づくりの担い手をアジア的スケールで育成するプログラムを構築し、日本がそのための資金（SDファンド）の多くを拠出
- ・ 田んぼなどアジアに共通するものを生かした環境教育の場作り、アジア

- で環境教育を行っている企業への支援
- ・ 高齢化社会を見据え、地域の福祉センターや高齢者施設などを中心とした取組の展開

国民による取組の展開

<基本的な考え方に関する主な意見>

- ・ 一人ひとりが遠い未来の話ではなく、「すぐそこにある危機」として環境の問題を認識し、共感できるような形で、日常生活でできることから環境保全の取組を始めて、環境立国実現に結びつくような国民運動を展開
- ・ 我が国では、環境に対する危機意識が欠けている。将来にわたる環境危機を知り、その防止のために何をすべきかが分かり、自ら行動することが重要
- ・ 問題解決の行動のためにも、環境に関する様々な情報の共有化が国内でも国外でも重要
- ・ ライフスタイルの変革が必要
- ・ 物や食べ物を大切にすることを生活の中で実践していくべきで、国民が過度な利便性、快適性を求めることを見直すことが必要
- ・ NGO・NPOをはじめとした各種活動によるネットワークが十分に機能し発展することが必要

<具体的な取組に関する意見、提案等>

(国民運動の全国的な展開と世界への発信)

- ・ 地球環境危機の情報共有を通じた具体的な行動の推進
- ・ 国民のライフスタイルを変えるような、わかりやすい情報の発信の工夫（学校、TV、新聞、雑誌、政府公報、自治体広報などの活用）
- ・ 環境との共生を実現するための新しいライフスタイルなどのモデルとなるための枠組みづくり、仕組みづくり
- ・ 1人1日1キロ削減というのはどういう社会で具体的にどの程度の生活をするのか具体的に示すことが重要
- ・ 市民参加による生物分布変動調査の全国展開
- ・ 住環境の省エネ改修についての国民運動もすすめていくべき
- ・ 消費者に対し商品の客観的な環境情報等を具体的に提供
- ・ 消費者・生活者の危機感をあおるのではなく、科学的な根拠を示して、行動が得になるキャンペーンが必要。また、消費者ばかりでなく生産者側にもメリットとなるエコポイント制度のような仕組みの検討が必要
- ・ 行政の事業の入札方式の中に NPO の企画の質や実施能力を正當に評価するための手法の検討
- ・ 行政と民間団体による協働事業を進めていくための新しい契約方式の検討
- ・ 参加や合意の仕組みづくりが重要

(協働による地域環境力の強化)

- ・ 環境情報へのアクセスを確保し、あらゆる主体の参画と協働を推進
- ・ 中央環境審議会等の政策審議の場に、女性や若者の参加を確保
- ・ 各都道府県、各市町村に「持続可能な社会構築協議会」の設立

- ・ 国内で取り組まれはじめたコミュニティ再生や地域再生を持続可能な地域社会づくりと結合し、国内モデルを構築。地域単位で取り組まれている経験の交流会を組織し、持続可能な地域社会作りのムーブメントを起こすための支援システムの具体化
- ・ 多様な主体の参加による「持続可能な日本」のビジョンを描く政策対話を、地方環境パートナーシップオフィスを拠点として全国各地で促進
- ・ 協働をすすめていくための拠点として地球環境パートナーシッププラザ、地方環境パートナーシップオフィスが重要
- ・ 地域における各主体の協働・有機的な連携を促すツール、コーディネーターの養成、活動モデルの開発・実証
- ・ 環境教育、地域づくりのモデルとしてコミュニティ・ガーデンをコミュニティ・ビジネスとして推進していくことが必要
- ・ 今後数年間に大量に退職する環境分野の人材の活用(団塊の世代の活用)
- ・ 「環境問題における情報へのアクセス、意思決定への市民参加及び司法へのアクセスに関する条約(オーフス条約)に定められた三つの基準(環境情報アクセス権、政策決定参加権、 司法アクセス権の保障)のための仕組みの確立と我が国の批准に向けた行動を通じたアジアにおけるリーダーシップの発揮

戦略8 環境立国を支える仕組みづくり

市場メカニズムの活用等の検討と企業行動等における環境配慮の展開

<基本的な考え方に関する主な意見>

- ・ 環境保全を考えていく上で市場メカニズムをどう活用するかは極めて重要な論点であり、市場メカニズムを新たに構築していくための検討とその試みを続けることが必要
- ・ 市場に地球温暖化防止や生物多様性保全などに関する明確なシグナルを組み入れること
- ・ あまねく人間活動に関わる場所には、持続可能性のシグナルを送る必要があり、市場のリメイクが必要
- ・ 市場メカニズムの活用については、環境対応に努力する者へのインセンティブの付与が重要
- ・ グローバル及びナショナルなレベルで経済システムのルールを環境保全型のものに変えていくことが必要
- ・ 温暖化問題に代表されるこれからの環境問題は、個人の意識と行動様式を変えることが必要であり、そのためには、経済のルールの変更が必要
- ・ 市場において環境配慮行動が積極的に評価される仕組みづくりが必要
- ・ 環境優等生の努力には相応な評価を行い、環境改善を要する者に改善目標を示し、実行を迫るのが効果的
- ・ 社会経済システムの変革が必要であり、参加や合意の仕組みづくりも大切

<具体的な取組に関する意見、提案等>

(市場メカニズム活用の検討)

- ・ 炭素に価格をつける戦略のための手段や方法について早急に具体化
- ・ ヨーロッパ、米をはじめ一部日本や途上国も含めて動き出している炭素市場をアジアレベルで構築
- ・ 自主参加型を発展させ、企業の排出削減義務を伴う排出量取引制度(キャップ&トレード方式)の導入
- ・ 将来の枠組みを確定することが、排出権取引をビジネスとして活性化させることにつながる
- ・ 不公平な国別キャップの下での排出権取引制度の導入は、日本の国際競争力を弱めるとともに、炭素リーケージにより地球温暖化防止に逆行する懸念
- ・ 排出量取引は、日本のように高いエネルギー効率の国とそうでない国との格差を固定化するおそれ。
- ・ 温暖化防止のために市場メカニズムを取り入れることは有効だろうが、CO₂ 排出総量にキャップをかける以外に方法はないのかという問題もあり、排出権取引の導入の是非も含め、早急に議論を深める必要

- ・ 地球温暖化防止のための環境税の導入
- ・ 効果に疑問があり経済に悪影響が大きい環境税は導入すべきでない。
- ・ 環境税の導入は結果として負担増になるため、その負担増を納得させるだけの説明が必要
- ・ 環境負荷に応じて税負担を調整する自動車税のグリーン化の考え方を更に進め、税制全体のグリーン化を推進
- ・ 断熱改修した場合の住宅優遇税制措置など、税制的な観点から建物の環境負荷低減を促進する施策が必要

(環境保全の取組が市場で適正に評価される仕組みづくり)

- ・ 金融機関が投融資活動に際して、プロジェクトが一定の基準を守るようガバナンスを働かせ、また、環境改善を金融面から支援する等、金融を通じて環境保全を推進
- ・ 中小企業向けの環境配慮融資も重要
- ・ 国際標準化が進んでいる環境債務の企業価値・バランスシートへの反映の動きに対応していくことや、環境資産を環境立国日本を支える企業の要素としてしっかり評価していくことが重要
- ・ ガイドラインの改訂等を通じ、環境報告書・環境会計の普及と充実を促進
- ・ 製品や企業活動の環境負荷をサプライチェーンから廃棄物処理に至るまで総合的に評価するための手法の開発及び普及促進
- ・ 製品の環境対策には、サプライチェーンでの環境適合設計に関する情報の共有を進め、ライフサイクルでの製品の環境影響を可能な限り低減させていくことが必要

(事業者の適切な環境管理の推進)

- ・ 公害防止ガイドラインを踏まえた事業者の実効性ある環境管理を促進する
- ・ エコアクション 21 を活用し、業種特性に対応しつつ中小企業における環境管理を促進する
- ・ 民間で行われている様々な認証制度をどう扱っていくかという点も今後検討すべき課題

その他各種対策を推進するための国の取組

<基本的な考え方に関する主な意見>

- ・ 多くの環境政策に関し、それぞれの得意とする分野について、専門性を活かし相互に連携しながら取組が行われているのが実体であるが、環境問題の解決は全方位での観点到立ち、これまで以上に各省を超えた有機的連携による総合的取組の強化、さらに、明確なリーダーシップの存在が必須
- ・ あらゆる領域での施策の議論に環境との両立、自然との共生といった視点を入れて、社会の持続性をより強化する努力が必要

- ・ 21 世紀環境立国戦略については、その取組状況をフォローアップすることが必要
- ・ 21 世紀環境立国戦略について、地球環境パートナーシッププラザ、地方環境パートナーシップオフィスや NPO の中間支援センター等の連携により国民に広く周知を図り、幅広い関係者と議論をすることが重要

<具体的な取組に関する意見、提案等>

(対策の確実かつ効果的な実施と環境配慮の組み込みのための取組)

- ・ 国の予算の一定程度は低炭素社会への誘導へ利用
- ・ 官邸主導による基金を創設し、21 世紀の国内外における先端的環境立国プログラムに重点的に配分
- ・ 各省庁の環境施策を課題別に統合し、施策推進のための財源の重点化、効率化の推進
- ・ 市場メカニズムの活用の場合は市場で資金が調達されるからいいが、他の部分はそのようにはいかない。個別の施策を実行するための資金面の措置を検討することが必要
- ・ 環境分野における PDCA の実効性を確保するため、主として3つの観点（必要性、効率性、有効性）から行われている政策評価の中に環境配慮の視点を追加
- ・ 産学協働の取組の推進
- ・ 地域における環境情報の整備、環境計画の策定等の取組支援等を通じ、戦略的環境アセスメント総合研究会報告書(平成 19 年 3 月)を踏まえて、戦略的環境アセスメントを推進
- ・ 認可事業における認可要件に環境対策の実施を挿入
- ・ 低炭素社会にどう結びつけるかだけでなく、ミティゲーションバンキングなどもあるので、生物多様性保全にどうつなげていくかという視点も必要
- ・ リスクアセスメント、リスクコミュニケーションが重要
- ・ 政府のグリーン購入の取組を民間へ拡大
- ・ 物品購入以外の設計などの契約取引にも環境配慮の観点を織り込み
- ・ 政府としての対策はどんどん書いていくべき
- ・ フォローアップをしっかりと行っていくことが必要だが、フォローアップには、戦略の実施状況のチェックと残された課題の議論という2つの意味があり、前者は戦略を取りまとめて終わりとなりがちなので、特に責任をもって対応すべき
- ・ 次のサミットに向けしっかりとフォローアップしていくということを打ち出していくべき
- ・ フォローアップは、地球環境パートナーシッププラザや地方環境パートナーシップオフィスなどを活用して、市民との対話にも力を入れるべき
- ・ フォローアップの一環として、パンフレットの作成等国民に対する PR をしっかりとやるべき。また、社会学者、心理学者の助言も得つつ、NPO ネットワークも活用して国民に伝えていくべき
- ・ 海外への発信に関しては、外国人が読んで分かりやすいものとする

を念頭に英訳を行うべき